



文化財愛護シンボルマーク

昭和五十一年・五十二年・五十三年度  
「古文書等緊急調査」

# 佐伯藩政史料目録

佐伯市教育委員会

佐伯藩政史料目録

## 序文

佐伯藩は、慶長六年四月、毛利高政が家康より佐伯の地二万石に転封されてより、廢藩まで、十四代の領主のもとで存続しました。

この間、城を築き、佐伯地方の政治、経済、交通、文化の中心として藩政が行なわれ、今も残る城下町の面影に、往時がしのばれます。

昭和五十年四月、東京都在住の毛利高棟氏より、佐伯藩の残した多数の藩政史料が、三の丸櫓門と共に佐伯市に寄贈されました。

この史料は、幕藩体制下における佐伯藩の全てを知る上で不可欠のものであり、郷土史研究者は、早くからその重要性を指摘していました。

史料は、廃藩後百年以上にわたり、三の丸櫓門ならびに毛利家旧邸に保管され、このため、ほとんどの史料は、湿気による汚損と虫害がひどく、なんらかの対策を必要としていました。

このたび、文化庁と大分県教育委員会の深いご理解とご協力により、昭和五十一年度より三ヶ年にわたり、補助事業として緊急調査を実施しました。

調査の結果、多くの文書、記録、漢籍等、貴重な史料が整理され、今後の藩政研究に役立つものと確信いたします。事業終了あたり、史料を寄贈いただいた毛利高棟氏はじめ、地元関係者の方々、また三ヶ年の間調査をご指導いただきました、別府大学教授渡辺澄夫先生、調査員各位、ならびに佐伯文庫調査のため、東京よりご出張いただきました、法政大学名誉教授長澤規矩也先生、慶應義塾大学教授阿部隆一先生に深く感謝を申し上げます。

昭和五十四年三月

佐伯市教育委員会教育長

安 部 龜 雄

## 目 次

佐伯藩政史料目録.....  
佐伯文庫現存書分類目録.....

161

1

### 凡 例

一本目録は、昭和五十一年度、五十二年度、五十三年度国庫補助事業として、佐伯市教育委員会が実施した「歴史資料調査」に関する佐伯藩史料及び佐伯文庫現存書の目録である。図書に関する凡例は別記す。

一 佐伯藩史料は、昭和五十年四月佐伯藩主毛利氏の子孫である毛利高棟氏（十四代高範の次男）が、佐伯市に寄贈したものである。

一 佐伯藩史料は、廢藩後は土蔵に封印されたまま保存されていたもので、一部を除いては未公開史料である。今回の寄贈及び分類整理によつて公開されることになる。

一分類は、文部省史料館分類大項目「大名文書の分類項目」に準拠しながら、独自の分類項目で細項目を設けた。

一 目録の配列は、各分類項目ごとに編年で配列したが、短期間のためと一部のミスのため正確を期し得なかつた個所もある。

一 各文書名称下の（ ）内数字は、縦、横の法量および紙数で、法量の単位はセンチメートルである。

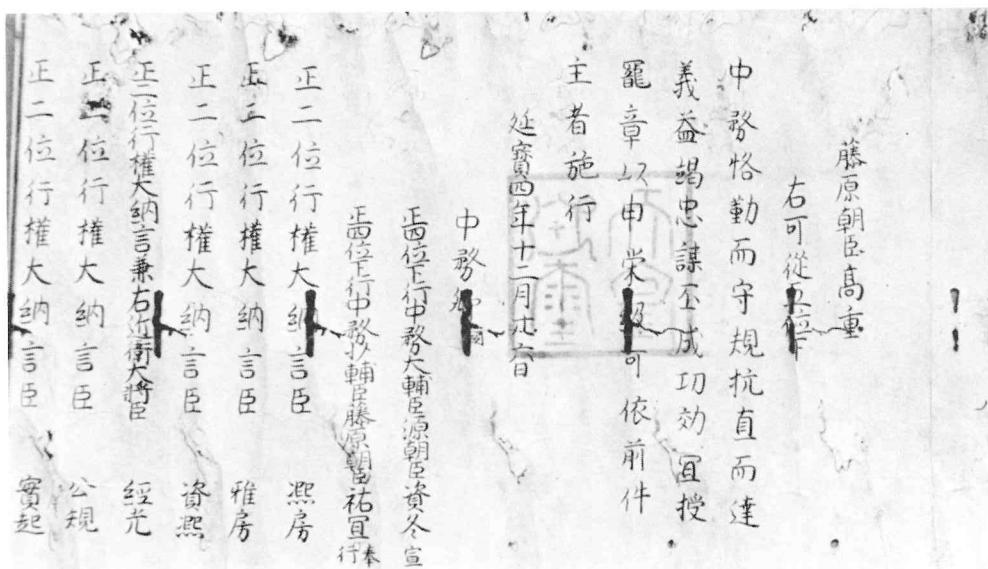
一 三ヶ年にわたる各年次の調査内容と調査点数は別表のとおりである。（調査物件の項参照）

佐伯藩政史料目録



中御門天皇口宣案

B-I-35



藤原毛利高重位記(部分) B-I-7

常憲公御朱印寫

毛利後河内

豊後國海部郡高城松齋村  
主貳刀石因銀主別姓事任寛文  
元年四月六日先判之旨  
充之訖金可領知悉也  
仍如件

貞享元年九月廿日

毛利後河内

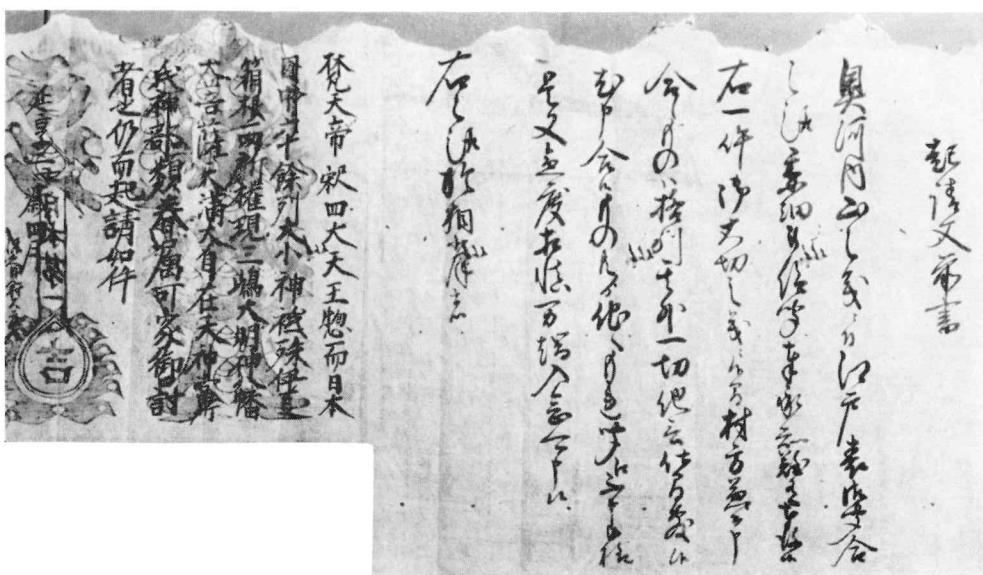
常憲公御朱印寫 A—I—2

新漢文布書

奥河内守毛利後河内奉手令  
しづか事細り候事事多々御主事  
右一件ゆき切し事方材方無事  
今此の様門主事一切便を付り奉  
申す余の外他より是すと申候  
是又立度左様万端合意申す

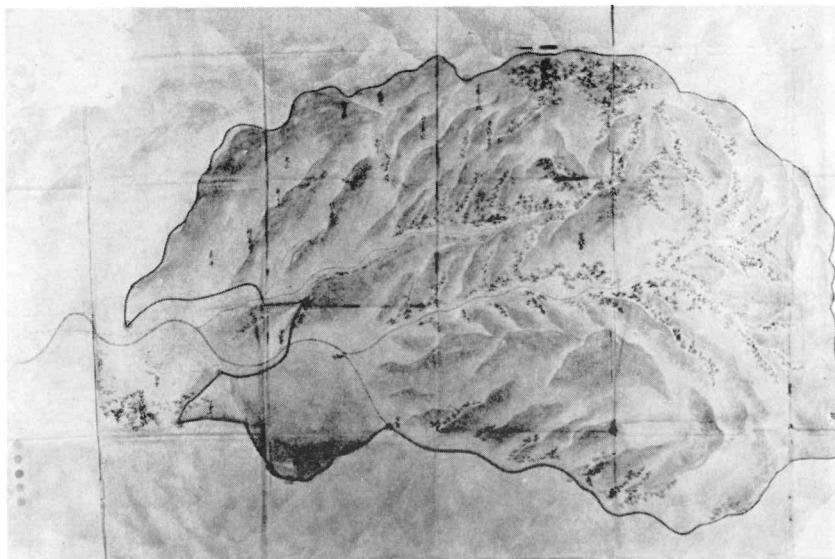
右事方相應申

發天帝狀四大天王懇而日本  
國中千餘列大小神祇殊甚至  
翁祖四時權現三輪大明神等  
等至薩摩大清大自在天神等  
參拜頃春屬可矣御討  
者仍而起請如件



津久見村大庄屋等連署起請文（部分）

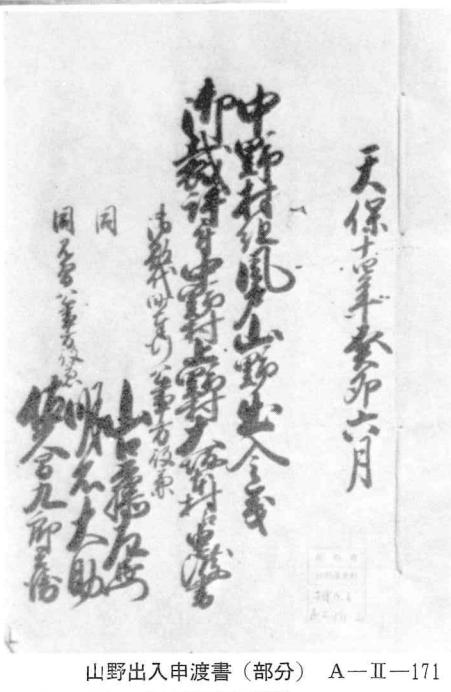
A—I—82



津久見村組奥河内論所  
裁許絵図並裁許状（部分）

A—I—145

天保十一年六月

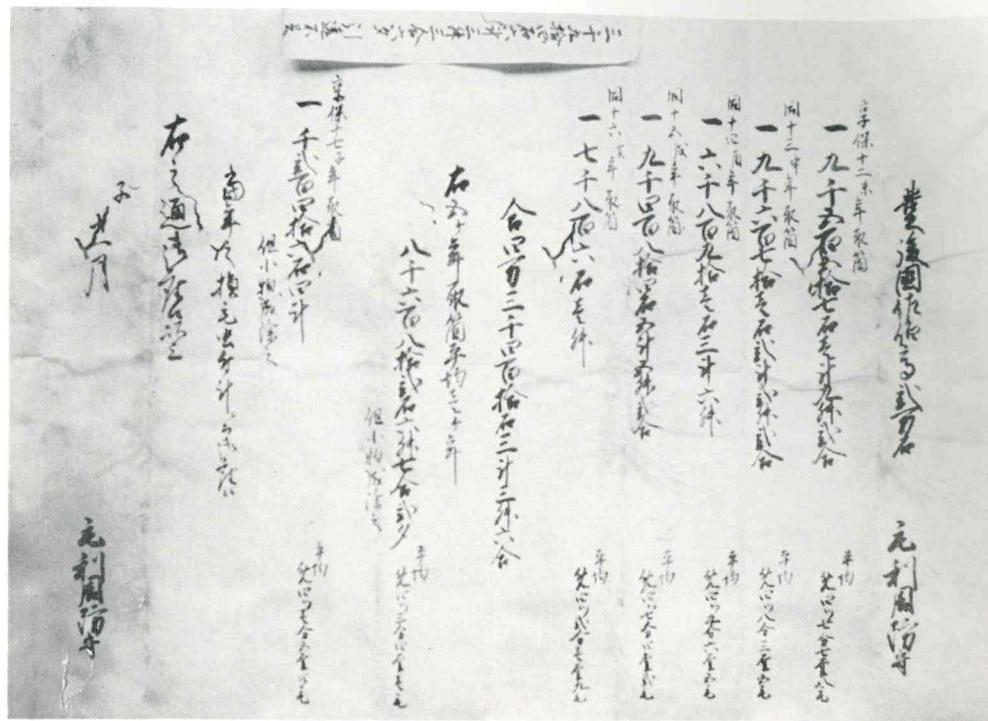


山野出入申渡書（部分） A—I—171



御献上御書物道中中継人馬伺書

D—I—76



虫附損毛二付収納免相書付 E—I—2



佐伯御城・御普請御願濟御奉書（部分） D—I—64

# 一 調査の経過と結果

## (一) 調査物件の選定

昭和五十年十月、文化財保護法が改正され、第二条第一項で定義されていた有形文化財の中に、「学術上価値の高い歴史資料」が指定の対象として取り入れられた。これを契機に文化庁は、五十一年度から「歴史資料調査」を予算化し、各地に遺されている「歴史資料」の調査を実施することになった。

市当局の理解により、「歴史資料調査」実施の態勢が整い、あわせて佐伯藩史料が文化庁の調査規準にも合格し、三か年にわたる調査が開始されることになったのである。

## (二) 調査員の選定

主任調査員は、文化庁が示した「歴史資料調査費国庫補助要項」に従い、次のとおり決定した。調査員については、主任調査員および大分県教育委員会と佐伯市教育委員会が協議して選定した。

五十一年度

主任調査員  
別府大学教授・大分大学名誉教授  
文学 博士 渡辺 澄夫  
県立大分図書館郷土資料専門員  
赤峯 重信

(五十音順)

五十一年度の調査団のほかに次の三名が加わった。

五十二年度

県教育厅文化課文化財第一係長  
県教育厅文化課文化財第一係  
立佐賀関高等学校教諭(併任)  
大分大学教育学部助手  
大分大学教育学部講師  
県総務課県史企画専門員

五十三年度

主任調査員  
調査員

立臼杵商業高等学校教諭  
県総務課主事  
県教育厅文化課嘱託  
県総務課県史調査員

末 加 神 赤 渡	西 檻 秦	橋 豊 新 佐 神 後
廣 藤 崎 峯 辺	本	本 田 川 藤 崎 藤
利 泰 信 重 澄	(五十音順) 哲 讓 政	操 寛 登 滿 信 正
人 信 博 信 夫	弘 司 博	六 三 男 洋 博 二

県 総 務 課 主 幹 橋 本 操 六

なお、五十三年度調査には、佐伯文庫調査のため、法政大学名誉教授・文学博士・長沢規矩也氏、慶應義塾大学教授・文学博士・阿部隆一氏が別行動で参加した。

### (三) 調 査 日 誌

#### 昭和五十一年度

昭和五十一年七月一日

主任調査員、調査員等委嘱

昭和五十一年七月二十七日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

昭和五十一年七月三十一日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

昭和五十一年八月二十三日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

昭和五十一年八月二十七日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

昭和五十一年九月一日

写真整理、目録原稿整理

昭和五十一年三月二十日

#### 昭和五十二年度

昭和五十二年七月九日

主任調査員、調査員等委嘱

昭和五十二年八月一日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

昭和五十二年八月五日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

八月二十二日

八月二十六日

九月一日

昭和五十三年三月二十日

写真整理、目録原稿整理

### 昭和五十三年度

昭和五十三年五月三十一日

主任調査員、調査員等委嘱

昭和五十四年六月二十六日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

この間、六月二十八日、文化庁文化財保護部美術工芸  
課湯山賢一文部技官の指導を受ける。

昭和五十四年七月一日

佐伯文庫調査

昭和五十四年三月十二日

三月十六日

### (四) 調査の経過

#### 五十一年度調査

調査団は、大名文書の分類項目に従い、一紙ものから調査することを決め、項目に従って担当を決定した。主任調査員以下、各担当分野ごとに、所定調査事項を調査カードに記入。記入されたカードは、当該史料と共に調査補助のため参加した市教育委員会職員に廻され、指示個所に整理ラベルが貼付された。

記入カードとラベル貼付済みの史料は、調査員全員の手によって、分類項目ごとに仕分けされた。他項目の史料が紛れ

この間、八月二十五日、文化庁文化財保護部美術工芸  
課山本信吉調査官の指導を受ける。

込んでいないかを再確認のうえ編年を行ない、ラベルへの所定事項の記入を完了して調査を終った。

破損の顕著なもの、紛失の恐れのある断簡等は、用意された中封筒に収め、さらに項目ごとに大封筒に収めた。

写真は、調査中および調査終了後、市教育委員会社会教育課社会教育係長加藤健一が、市立佐伯文化会館の佐伯藩史料専用資料室で撮影した。目録の作成に当つては加藤健一と市教育委員会社会教育指導員山本保が当つた。総点数八六九点。

#### 五十二年度調査

五十一年度調査で残された一紙ものの調査と、簿冊類の調査を実施した。一紙ものの調査は前年調査に準じてなされた。

簿冊類は、江戸時代に裏打修理された貴重史料ともいべき慶長年間の検地帳などのほか、御用日記、郡方町方御用日記、御仕置帳、手日記、御馳走日記、江戸在所往来用向覧に大別して調査した。

調査方法は、一紙ものと同様の方法で実施したが、紙数の確認、ラベル貼付は、前年同様、市教育委員会社会教育指導員の手をわざわざさせた。

写真撮影、目録作成は前年同様、市教育委員会社会教育課社会教育係長加藤健一と社会教育指導員山本保が当つた。なお、五十一、五十二年度は前・後二期に分けて調査を実施した。総点数一、七一七点。

#### 五十三年度調査

最終年度調査は、明治時代以降の史料調査を実施することになった。調査に当つては、事前に市教育委員会社会教育指導員山本保が紙数の確認、ラベル貼付を行なつた上、大まかな分類をしていたため、調査は前二か年より消力された。

明治史料は、寄贈直後、市教育委員会の手によって仕分けされ、大きなダンボール箱に収められていたため、前二か年の調査時点では未確認のまま過ごした。

一紙ものの、簿冊類、印刷物等が混在していたため、以前の調査で当然完了していなければならなかつた史料が発見された。特に一紙もので、佐伯藩史料中一番古い佐伯惟定感謝状写（文禄の役）のほか、慶長、元和年間の連券文書等五点がみつかり、特別貴重史料S分類に追加された。

江戸時代の流れと関係する史料は、今までの分類項目につづけて収めた。江戸時代と一線を引く明治独自の史料は、新たに六つの項目を設けた。総点数一、〇〇八点。

## (五) 調査結果

調査で注目された事項をあげて結果にかえると、次のようになる。

一、藩で最も厳重に保管されなければならない朱印状、領知目録、藩主に関する位記、口宣案等は、今回の調査物件中最悪の保存状況であった。正文はほとんどなく写が中心であることは別にしても、湿損が著しく、また包紙の紛失など、考えられない状況が明白になつた。

反面、写であるにせよ四代将軍家綱以後、十四代家茂までの朱印状（七代家継欠）が遺っていること、毛利家三代高尚以後十三代高謙に至るまでの位記、口宣案が紛失部分があるにせよまとまっていたことは幸いであった。

二、大名間の交際関係文書は、一件書類ごとにまとめられ、多いものは十数通が一つの包紙中に整理され、厳重に粘貼されていた。多分江戸時代末期に整理されたものと推察される。全般的に最もよい保存状況であった。他の一紙ものも

ほぼ同様な状態であった。

三、簿冊類では、特別貴重史料として既に江戸時代末期頃に補修裏打ちされたもの一九〇冊が注目される。毛利氏の佐伯入部の時期決定に係る必要な史料が多い。特に海部地方の検地帳や指出帳のほか、生産物の改帳、水夫高帳などの基本史料や、天領日田・玖珠両郡の代官として毛利高政が関係した名寄帳、物成帳、知行目録等は、歴史の空白を埋める貴重なものである。分類記号もスペシャルSを付して顕彰した。

なお、裏打ちされているものの、その後の虫損がかなり進行している。

四、御用日記以下の簿冊類は、湿損、虫損による損傷の顕著な「手日記」以外は全般的に保存状況は良好であった。恐らく「手日記」の保存場所は雨漏りなど湿気の一番多い所にあったと思われ、中には板状になり紙数の確認すらできなかつたものもあった。

五、明治関係史料は損傷もなく全般に良い保存状況であったといえる。しかし藩庁史料と違つて全く整理されておらず、公私混同の状態で多種多様の史料が混在していたため、特に一紙ものの史料の処理に苦慮した。

六、内容的には、次に説明するS分類のもの以外では、毛利藩が実に裕富であったかを知らせられた。廢藩当時、歩質蔵の中に作られた秘密の穴蔵には二万五千両余が隠されており、士族には一律百二十両、卒族に七十両あて配分し、菩提寺養賢寺には五十両を贈っている。

士族授産では、有慶社が組織され、旧家老が社長となつてゐる。有慶銀行のほか、木材、竹木、魚市場、養魚場等手広く出資、経営に参加してゐる。また私学鶴谷学館の設立など、他藩に比較してみる必要のある特異な藩であったことが、これら史料によって究明されるであろう。

## 二 調査物件の概要

昭和五十一年度から五十三年度にかけて調査した史料は、後掲目録のとおりであるが、分類項目ごとにまとめてみると次表のとおりである。

分類記号	内 容	五一年度調査点数	五二年度調査点数	五三年度調査点数
" " " " " B B B A A A	朱印状、領知目録 自領、他領 天領、預領 位階、勲等	寛文・天保 享保 天明 慶安元・安政 寛保・嘉永	三一 一五八 一 六六	三一 一 四五 七
" " " " " Ⅲ Ⅱ Ⅰ Ⅲ Ⅱ Ⅰ	藩侯自身に關すること 交際			
7 6 5 4 3 2 1				
" " " " " 藩侯自身に關すること 交際				
藤 宗 鍋 堀 細 大 立 花				
堂 島 川 村				
安政 享保 嘉永 安政 嘉永 安政 弘化 一一二 三一三 五七 一〇一 六〇 五六 六六 六	延享			
二 一 七 一 二 一 一 一 三八   二 五 七				
一             一 四四     一 一				

" B

" " " " " " " " " " " " " " " " " " III

25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8

" " " " " " " " " " " " " " " " " " 交際

津 森 久留高相松秋九松片分南岩五織大山京  
留 島 力良浦月鬼平桐部部城嶋田閔内極

弘化文政嘉永天保天保安政万延嘉永天保嘉永

| — — 四 — — 一 二 三 二 三 五 一 二 三 二 二 八 三 二 五

九 | — | + | + | — — | + | + | ○ — — 六 二 — ○

| + | + | + | + | + | + | + | + | + | + | + |

分類記号	内容	五一年度調査点数	五二年度調査点数	五三年度調査点数
F E D D D D D D D D C B // B	交際 // 一般文書	八八	安政	一一
XIXVIIIVIIVIIVIII	政府、通達 勤役 領内行政	延宝二年(一四六) 五七八	享保八年(一四六) 九五	二三
IIIIIIIIIIII	御用日記 郡方町方御用日記	延宝六年(一四六) 八八	享保六年(一四六) 三三	二八
I	御仕置帳 在所日記	宝永二年(一四七) 六一	宝永元年(一四五) 八五	二七
IV // III	手日記 海陸日記	延宝三年(一四七) 二〇	享保三年(一四七) 二三	三三
III	御馳走日記 江戸、在所往来用向覚	二七	享保一〇年(一五〇) 四七	二七
II	法制、法令 藩財政 藩政記録雑	二三	享保六年(一四七) 六	三〇
I		一	一	一
雑 26				

	明 雜	T	S	R	Q	P	O	N	M	L	K	J	I	H	H	G
計													II	I		
	明治時代 江戸時代 明治時代 雑	鶴谷学館	特別貴重史料	警露館	有慶社	毛利家会計 (2)	毛利家会計 (1)	漁業 (魚市場)	絵図	寺領支配	地誌	遊芸	武学	御札之次第	藩士	軍事
八六九																
一、七一七																
一、〇〇八	明治 (	明治 (	一 三	一 九	〇	一	一	一	一	二	三	二	一	一 六	九	三 三
	八四	二三	五九	五四	七六	一〇	一二	一〇	一六	一七	一六	一五	九二	一〇	一三	一一

各項目の概要を記せば次の通りである。

S 前述のとおり特別貴重史料として顕彰した。佐伯藩成立過程を知る貴重なものである。この項目についてだけは、後に詳しく述べる。

A I 藩にとって最も重要な朱印状、領知目録。全てが写であるが貴重である。三十九点。寛文

A II 佐伯藩領と臼杵藩領にまたがる津久見村奥河内山論に関する史料が中心。二〇四点。享保

A III 初代毛利高政の弟吉安の分知十か村二千石が、三代高尚の家督相続を機に吉安から幕府に返上され天領となつた。その二千石に関するもの。八点。天明

B I 慶安元年十二月四日の三代高尚あて後光明天皇口宣案以下十三代高謙までの口宣案や位記、補任状等。六六点。

B II 藩主及び一族に関する起請文、家督、縁組等多種多様。二三八点。寛保

B III 大名間の交際史料。立花六二、大村一〇二、細川五九、堀三二、鍋島四九、宗一、藤堂一四、京極六二、山内一四、大関三〇、織田一八、五嶋二二、岩城一二、南部二八、分部三、片桐二、松平三、九鬼三、秋月二、松浦一、相良一、高力四、久留島二、森一、津留九、新庄二六、雜四四点。

B IV 八代將軍吉宗の征夷大將軍宣下写、勅使下向、下田条約、アメリカ条約写、合衆国書翰写などの一般史料。一九一  
点。享保

C 参勤交代、警衛等勤役関係。二六点。

D I 郡廻り、公事方裁許等。幕末藩主高翰が佐伯文庫の一部を將軍家に献上するに当つて、明石大助が宰領として輸送する際の道中継人馬伺書等注目すべき史料が含まれる。九七点。寛延

- D II 政府、通達関係〇点。
- D III 御用日記。五七八冊。延宝くわんぽう 一部散佚あり。
- D IV 郡方町方御用日記。一四六冊。正徳セイドク 一部散佚あり。
- D V 御仕置帳。八八冊。享保キョウボウ
- D VI 手日記。六一冊。宝永キタケン
- D VII 在所日記。二三冊。享保キョウボウ
- D VIII 海陸日記。二〇冊。宝永キタケン
- D IX 御馳走日記。六冊。延宝くわんぽう
- D X 江戸在所往来用向覧。四七冊。享保キョウボウ
- D XI 藩政記録雑。御用日記等破損部。一七点。
- E 藩財政に關するもので、損毛、飢饉、推葺作方、御小納戸勘定覧、金銀吹改等經濟動向関係史料。四三点。享保キョウボウ
- F 家内法のほか、一般法令に關する触、覧など。六〇点。享保キョウボウ
- G 具足、狩猟、海岸防禦等特定事件に關するもの、および軍事一般に關するもの。三四点。享保キョウボウ
- H I 家中分限帳など藩士に關するもの。三一点。文政モンポウ
- H II 正月等祝祭礼式に關するもの。六点。慶安キエイン
- I 弓術、銃隊操練の武芸のほか、神當流管天之巻など芸能に關するもの。二一点。安政モンゴウ
- J 遊芸関係〇点。

K

佐伯藩領内の產物や、海辺付村順書などの地誌。四点。寛政

棟札写、読経次第写のように寺領支配には直接結びつかない。棟札写は永正年間のもの。一二点。元治

M 絵図。二六点。差図等も含む。文化

N 魚問屋、魚市場、養魚場等水産関係の史料で、有慶社支店として經營された。一七六点。明治

O 毛利家会計帳簿類。一一〇点。明治

P //

一〇二点

//

Q 有慶社関係史料。銀行、木材、竹木等。七六点。明治

R 毛利氏の佐伯における住宅警露館に関するもの。四七点。明治

T 私学鶴谷学館に関するもの。五九点。明治

雑 江戸時代のもので、分類項目に入れがたいもの四五点。

明雜 明治時代の雑文書、簿冊等。八四点。

### 三 調査物件とその性格

分類項目S、即ち特別貴重資料を通して、佐伯藩、毛利氏の動向にふれて、佐伯藩史料の価値の一端を紹介したい。

#### (一) 佐伯入部以前の毛利氏

家伝によると、もとは宇多源氏で、佐々木六角大膳大夫満綱の子、備中守高久が三井出羽守藤原乗定の養子となり、近江国愛智郡鯰江に築城、これより藤原姓鯰江と称するようになったと伝える。

六代の孫備前守定春は、鯰江庄のうち森村に移り、森氏を名乗るが、高政の時代に毛利に改姓した。改姓の理由は、羽柴秀吉と毛利輝元とが、備中國高松において対峙した際、織田信長の本能寺の横死を知り、秀吉は人質を交換して和睦を計った。秀吉側の人質に指名されたのが森勘八郎高政と、その弟兵橋吉安である。

その時、毛利輝元が秀吉に対し、毛利と森とは同訓であるので毛利と改姓させてはと提案し、高政は秀吉の命により毛利に改めたという（『寛政重修諸家譜』）。

ここで、毛利氏の略系図を示すと次のとおりである。

高久—尚昌—義堯—為定—定秀—定春—政次—高次<sub>慶長二年二月二日卒</sub>—<sup>①</sup>高政<sub>伊勢守</sub>勘八郎、民部大輔—<sup>②</sup>高成<sub>伊勢守</sub>撰津守—<sup>③</sup>高尚<sub>伊勢守</sub>(直)—<sup>④</sup>高重<sub>伊勢守</sub>安房守

〔<sup>⑤</sup>高久駿河守、久留島<sup>⑥</sup>周防守<sub>久留島から</sub>〕<sup>⑦</sup>高定<sub>慶子</sub>—<sup>⑧</sup>高通<sub>周防守</sub>撰津守—<sup>⑨</sup>徳高<sub>高丘</sub>—<sup>⑩</sup>高猷<sub>和泉守</sub>—<sup>⑪</sup>高聰<sub>美濃守</sub>(高明・高誠)—<sup>⑫</sup>高翰<sub>若狭守</sub>豊前守

〔⑫〕高泰出雲守——〔⑬〕高謙伊勢守安房守——〔⑭〕高範美濃守、伊勢守細川から養子——〔⑮〕高棟

毛利高政が豊後に関係する初見の史料である『寛政重修諸家譜』によると、「(天正)十五年三月十五日旧領をあらため、増加ありて豊後国日田・玖珠二郡のうちにおいて二万石を領し、日田郡限の城主となる。このとき弟吉安に二千石をわかれしとす。文禄元年太閤の命をうけ軍奉行となりて朝鮮に渡海し、のち帰国す。四年九月太閤より領知の判物をたまふ。……中略……(慶長)五年石田三成が催促に応じ、大坂城にはせ集るといへども、そののち東照宮の御麾下に帰降し、六年四月五日所領を豊後国海辺郡のうちにうつされ、佐伯城を賜ふ。……九月二十三日片桐且元奉書をもって命令をつたへ、日田・玖珠両郡を預けられ、其他の郡代たり。……」とみえる。

ここにみえる天正十五年三月という時は、大友氏と島津氏の対立の時代で、豊後は天正十四年暮から十五年春にかけて島津勢に席捲されていた直後である。

大友宗麟の援軍要請に応えた秀吉が、天正十五年三月出陣したため、島津勢は退却し、五月に秀吉との間に和平が成立した。九州平定後、秀吉は大友義統に豊後一国を安堵する。

この状況の中で、毛利高政が日田・玖珠二万石を得たとは考えられないし、関係史料の存在も聞かない。毛利高政が日田・玖珠に関係するのは、大友氏改易後、太閤検地が実施された文禄二年から三年にかけてのことであるとするのが妥当である。

## (二) 日田・玖珠と毛利氏

文禄二年、大友吉統は文禄の役においての行動が原因して除国され、毛利輝元に預けられた。秀吉の蔵入地となつた豊後国には、文禄二年から三年にかけて、隈（日田）に毛利高政、高田に竹中重利（重成、隆重）、岡（竹田）に中川秀成を配し、残りは蔵入地として太田一吉（政之）、熊谷直陳（直盛）、早川長政（敏）、垣見一直（寛家純）を代官に任命したという。「温故知新録」（佐伯藩の手によつて完成された藩史）によると、

豊後国日田郡之内、高二万石附所せしめ畢、内千石は父九郎左衛門、二千石は弟権六に配分せしむ、残り一万七千石は軍役相勤め領知すべき也、

文禄四乙未年九月日

毛利民部大夫殿

とみえる。これは秀吉の朱印状であるが、正文も案文も伝わらないし、真偽の判断もつきかねる。高政は文禄の役では舟奉行として参戦していくので、帰国後の文禄四年に隈城主を拝命したものであろう。

父九郎左衛門の千石、弟権六吉安の二千石の所領地を詳細に示す史料はないが、毛利家筆頭家老戸倉氏に与えた知行五百石は判明する。

豊後国日田郡之内

一百九拾壱石壱斗六升七合八才ハ大山庄之またね村分  
一百拾壱石三斗一升四合八勺六才ハ同庄之中山村分

一百八拾五石九斗七升弐合六才ハ同庄おきり畠村分

一 拾壹石五斗四升五合三勺者 同村下かたせこ村之内

都合五百石分令扶助訖、永代全可領知候、仍如件、

文禄五年五月十九日

民部大輔

友重  
在判

(『大分県史料第一六卷』「毛利高棟文書」)

### 森織部とのへ

戸倉氏について、『佐伯市史』は、「天正七年（一五七九）十月、秀吉は三木城の別所長治を攻囲したが、高政はこの攻城戦に参加、奮戦して負傷した。別所氏の侍大将戸倉重基はかねて高政と親交があつたが、落城にあたって遺児金吾を秀吉の陣におくり、後事を高政に託した。金吾とは、後の佐伯藩筆頭家老戸倉織部行重のことである。」としている。

新しい包紙に「戸倉六郎兵衛先祖之感状等之写五通」とあるところから、戸倉氏は森氏を称していたことがしれる。

また、『市史』は、友重は毛利高政の実名であるとするが、『九州天領の研究』では、「豊後日田永山布政史料」を引用して、「日田の番代として閑ヶ原の役以前は、高政の父毛利友重をあげ、慶長六年以降は家臣の毛利隼人佐をあげている。」としており、注には「毛利友重の通称は九郎左衛門、ただし寛政重修諸家譜は高次とす。」とある。

高次が友重であったとする史料を知ることができないが、高次の卒年が慶長二年二月二日であるということからみれば、友重が慶長三年八月十五日付けで森織部＝戸倉行重に発給した知行充行状は宙に浮くことになる。

また高次が民部大輔であったとする史料も欠け、領主高政を差しおいて父の権力で知行充行がなされたとは考えられない。とすれば友重は毛利高政の実名とする『佐伯市史』の説が妥当である。

慶長二年二月二十一日、高政は秀吉から「先手之衆為御目付」として、毛利豊後守重政、竹中源介隆重、垣見和泉守一直、早川主馬首長政、熊谷内蔵丞直盛らと共に、慶長の役の出陣を命ぜられた。南原城合戦では、四十一の頸を討捕つているし、朝鮮軍の大船（番舟）へ討入り、自身も二か所の手負いをうけた後、海中に打落されている（毛利高棟文書）。また、高政は民部大輔友重名で、一番頸の手柄を立てた森織部戸倉行重に高麗合戦の恩賞を充行つてている（毛利高棟文書）。

慶長六年高政は家康によつて佐伯に封ぜられるが、日田、玖珠との関係はつづいた。

慶長六年九月二十六日の「慶長六年予州替御知行所」によると、玖珠郡すか（菅）原村、あハの（栗野）村、そくたい村、中山田村、小田村、おかへり（魚返）村、戸畠村、つかわき（塚脇）村、大畠村の一万二千八百八十二石三斗五升と、由日田郡いて（井手）村、竹田村、くくり（求求里）村、城内村、入津村、石井村、高瀬村、雲珠村、馬原村、中山村、由木村、五馬村、ままかね（万々金）村、大野村、とち（柄）原村、たうの尾（堂尾）村の一万五千七十石八斗四合、合計二万七千九百五十三石一斗五升について、次のように預けられている。

右当座之為御藏入被成御預ケ条、百姓等御仕置被仰付可有御取納候、重而御意之趣候者可申入候、以上。

慶長六年九月廿六日  
片桐市正 判

毛利民部大輔殿

（「佐伯藩史料S9」）

このように、佐伯入部後も日田、玖珠二郡のうち、二万七千九百五十三石一斗五升を預けられている。また、「慶長七年分豊後国玖珠郡御倉入目録御代官毛利伊勢守」とあるように、毛利高政が代官として支配していたことも裏付けられる

（同11）。

このほか慶長四年玖珠郡飯田郷書曲（かいまげ）村名寄帳（同S3）、慶長五年分兩津江田畠物成帳（同S4）、慶長七年豊後国日田郡、玖珠郡御預米帳（同S10）などがある。

### (三) 佐伯入部と毛利氏

関ヶ原合戦で西軍から東軍に通じた毛利高政は、慶長六年四月隈から佐伯一万九千石（二万石ともいう）に転封させられた。太閤蔵入地は没収され、豊後には臼杵稻葉氏氏、日出木下氏、森久留嶋氏が新たに入部してきた。

毛利氏入部以前の佐伯地方について、『佐伯市史』は「佐伯は公領になったものか明確な記録がない。しかし慶長二年太田一吉が臼杵藩主になったとき、佐伯を併領したという説もあり、慶長五年九月黒田如水が東方軍として豊後の西軍諸城を攻略したとき、高政の所領佐伯、角牟礼（玖珠郡）日隈（日田郡）の三城を攻撃を家臣に命じている（黒田如水軍記）ことから、慶長五年以前、少なくとも文禄五年高政が日田、玖珠二郡の公領を預っていた時点で、梅牟礼城も何かの形で高政の支配下にあったように思われる」としている。

十時英司の「大分県旧藩領域図」には、「文禄三年毛利（森）高政佐伯城二万石（外ニ玖珠日田二郡に管せあり。文禄四年日田隈城主となる）。慶長六年高政は徳川家康より佐伯に封ぜられ（一万八千石）梅牟礼の古城をすて、新に鶴谷城を築く。玖珠日田代官如旧。（床木、堅田二村弟吉安分封）。元和二年玖珠日田を石川總輔に渡す。慶長六年來島康親に有田郷四千石をゆずる。保戸、赤河内戸次庄十九村毛利高政領となる。」と説明する。

なお、戸次庄十九村が毛利領となつたとするのは十時氏の誤りである。

以上二説をまとめてみると、毛利氏が佐伯に入ったのは慶長六年説と、文禄三年説に大きく分けられる。その点につい

て、佐伯藩史料の関係するものをあげると次のようになる。

まず、慶長二年三月十一日の佐伯庄大坂本内八戸村御検地帳（佐伯藩史料S1）、同年月日のものと思われる佐伯庄大坂本内備後村御検地帳（同S2）が、佐伯藩史料中に遺されている。検地帳差出者は両者とも松田清右衛門と長江二郎助の二名である。毛利氏の入部が慶長六年を最初とすれば、この検地帳は他所から譲られたものか、あるいは領内から写の提出を求めたのか、または毛利氏が蔵入地佐伯地区の代官をしていた時に検地をしたものということになるであろう。

次に久留嶋康親に有田郷四千石を譲ったとする点について、慶長六年九月七日付けの「豊後国之内御知行方目禄来嶋右衛門市」（同S8、9）がある。全文を掲げておく。

#### 御知行方 目録

一 百九拾弐石弐斗四升	豊後国日田郡	一野瀬村
一 三百八拾弐石壱升八合	同	野保手村
一 一百四拾七石弐斗六合	同	堤村
一 一 弐百九拾石八斗壱升	同	池辺村
一 四百九石七斗八合	日田郡	夕田村
一 六百三拾弐石三斗弐升	石松村	
一 五百四拾石六斗三升四合	同	もろとミ村
一 一百三石	長尾村	
一 六百拾六石六斗	羽田村	

一	四百五石三升	同	(月出山)	くわんたう村
一	八拾弐石八斗壱升三合	同	城内村之内	
一	以上 三千八百弐石三斗八升			
一	七百九拾六石六斗三升			
一	一千百九拾八石九斗四升五合			
一	六百弐拾五石三斗五升			
一	六百九拾四石八斗三升四合			
一	武千百九拾壱石七斗七升			
一	一千弐百三拾壱石七斗三升			
一	一千百三拾三石壱斗四升二合			
一	同 同 同 同			
一	武百九拾三石三升			
一	以上 八千百六拾五石四斗三升三合	速見郡		
一	一千百弐拾八石三斗五升九合			
一	此外 百弐拾五石九斗弐升	靈見村		
一	九百三石八斗弐升七合	地震川成		
一	此外 五拾壱石六斗五升	辻間村		
一	以上 武千三拾弐石壱斗八升六合	地震川成		

合 壱万四千石

右為与州替知被遣候間、可有御知行候、御朱印重而申請可進之候、以上、

慶長六年九月七日

片桐市正 判有

賀藤喜左衛門尉 判有

なお、S9は差出者が片桐市正、賀藤喜左衛門、坂倉口右衛門尉となつてゐる。

日田郡有田四千石というが、前半部の三千八百貳石三斗八升のことを指すものと思われる。

以上、慶長六年初めて佐伯に入部したとするには、否定的な史料が多い。今後の研究課題となると思われる。

#### 四 佐伯入部と検地

慶長六年佐伯に入った高政は、佐伯庄戸穴村に対し指出帳の作成提出を命じた（佐伯藩史料S5）。これは慶長六年五月二十七日の「御内入時代海部郡佐伯庄戸穴村指出帳ひあな村吉右衛門」で、大戸穴村以下十六村二三〇二石一斗一升八合六勺とある。高政はこの指出の提出を命ずると共に、文禄二年山口玄蕃によつて実施された太閤検地の写をも提出させている。

それは、慶長六年六月十七日の「山口玄蕃殿郷御検地指出帳」（同S6）で、S5の十六村のほか、蒲江浦一村の田方を加えた十七村一七四三石六斗二升四合となつてゐる。

この両者の差は、五五八石四斗九升四合六勺で、文禄検地を約六〇〇石上廻つた指出となつてゐる。  
差出者は両方とも、戸穴村庄屋吉右衛門、大戸穴村清次郎、海崎村新兵衛、狩生村善右衛門、津井村六兵衛、浅海井村

喜右衛門の六名である。

さて、佐伯藩の検地について、佐藤満洋氏は、「大分の歴史」（大分合同新聞社刊）に「慶長二年当時の佐伯は太閤蔵入地で、代官は不明である。しかし太田一吉が慶長二年に大野郡の代官から臼杵三万五千石の大名に任命された時、海部郡の蔵入地は大名預ヶ地として代官を兼任したことも考えられる。この年の佐伯庄の検地帳で現存するものは大坂本郷の備後村と八戸村のものだけで、内容が文禄検地の村位別石盛を継承しているところから、太田一吉が海部郡の蔵入地代官を兼ねていたため、臼杵領を含めて海部郡一円の太閤検地を行った結果ではないか」とする。

この説によると、八戸村（S1）と備後村（S2）の検地は、臼杵藩主太田一吉が実施したことになるが、何故その検地帳が佐伯藩史料の中に存在するのであろうか。それは「竿入れ検地を実施する時間的余裕がなかったからか、文禄二年の検地帳の写を差出せる差出検地に代えることにしたのである」と断言し、更に「幸い佐伯庄には上述のように慶長二年の検地帳の写を徵収すれば、当面の年貢、夫役の徵発は可能と判断したものであろう。」とする。

写であるとすれば、「山口玄蕃殿御検地指出帳（S6）」とか「竹浦組御指出山口玄蕃殿御帳（S7）」とかのように写であることを示す文言があるのが当然であると思われる。しかし八戸村と備後村のそれは、太田一吉が検地したことを暗示する文言は全く見当らない。

松田清右衛門と長江次郎助なる人物の性格を知る史料がないため、この検地が誰によってなされたのか判断しかねるが、毛利高政が日田隈城主として蔵入地佐伯地区を預っていたことの可能性をも暗示させる。検地の実施については、写を差出させる差出検地をもって検地にかえたとするが、慶長六年五月二十七日のS5と、玄蕃帳S6との間に六〇〇石近い差のあることはどのように解釈すべきであろうか。当然毛利氏独自の検地を裏付けるものである。

慶長十六年には、「再び検地帳の差出しを命じている。新開田畠を書き加えたものであろうが、この時も検地帳の表紙には『山口玄蕃竿水帳鶴谷組差出帳』のように、玄蕃帳の写であることが記載されているので、佐伯藩独自の検地はまだ行なわれていなかつたことがわかる。また同時に玄蕃帳を基本としていることは、文禄検地の村位別石盛制も継承されていたと考えてよいであろう。この年の検地帳で村名のわかつているものをあげると、横川村、鶴谷村、中野村、下野村、海崎村の五か村だけであるが（佐伯藩旧記目録）、一応慶長十六年の検地の様子を知ることができよう」とする。

検地に関する史料をあげると、今まであげた史料のほかに、「慶長十年七月十日、豊後国玖珠郡、日田郡、海士部郡之内御検地目録、毛利伊勢守（S13）」「慶長十六年六月九日戸穴ノ内海崎村指出之帳山口玄蕃竿（S28）」「慶長十六年六月十日、中野村指出之帳山口玄蕃竿（S29）」「慶長十六年六月十日下野村指出山口玄蕃竿（S30）」同年月日の「龜谷組差出帳山口玄蕃竿（S31）」「慶長十六年六月二十四日豊後国海部郡、玖珠郡、日田郡之内御検地目録之帳（S32）」「慶長十六年（月日未詳）の「山口玄蕃竿水帳目録横川村（S36）」「慶長十七年三月十一日佐伯庄大坂本之内黒土村地割帳并海部郡之内伊勢守領分御検地差出帳（S38）」が慶長年間のものとしてあげられる。

この他元和元年～二年の、葛原村（S77）、因尾村（S78・80・81・82・83）、慶安五年上直見村（S176）、万治二年

大船掛村、屋敷村（S177）がある。

まず、S13は木立村以下二十三村一万九千石、S32は押領分一万九千石、S35も二十三村一万八千九百九拾九石の目録である。S28・29・30・31は、S32（十六年六月二十四日）の内訳であるが、佐藤氏は玄蕃竿と記されていることから、文禄二年の検地帳の写であるとする。しかし、これは玄蕃竿を使用して農民が自分達で竿入をした差出帳とみるべきである。

また、村名のわかるものとして、五か村をあげているが、S35の横川村というのは一万九千石の検地帳目録の最初に記載されている村名であって、その中には二十三か村全部が記されている。また、鶴谷村、中野村、下野村、海崎村の四村は、S32の検地目録作成に当つて提出させた差出帳の現存するものにほかならない。

### 終りに

以上、佐伯藩史料は、今まで唱えられて来た佐伯藩の歴史をかなり訂正させる史料であることが判明する。約三千点に及ぶ史料のうち、S分類の慶長年間のものの一部だけを利用して、その内容を検討しただけでも多くの問題点が解明されると考えられる。

三か年にわたった調査が終了し、これが公開され研究に供されることは調査員一同の喜びとするところである。

佐伯藩政史料目録

佐伯市教育委員会所蔵

A I (御朱印・領知目録)

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
延享	安政	天明	延享	延享	延享	享保	安政	天保	天明	天明	宝暦十一年	延享	享保	正徳	貞享廿八年	寛文四年
三年	七年	八年	三年	二年	二年	二年	八年	八年	八年	八年	十月廿一日	三年	二年	二年	九年	四年
十月十一日	三月五日	朱印状写	代々御朱印並御領知目録等御改覚	毛利安房守充	毛利周防守充	毛利周防守領知目録写	毛利周防守充	毛利周防守充	毛利周防守充	毛利周防守充	（三九・○×五二・五一	（三九・○×五二・五	（三九・○×五二・五	（三九・○×五二・五	（三九・○×五二・五	（三九・○×五二・五
		毛利安房守領知目録	毛利安房守充	毛利安房守充	毛利安房守充	毛利安房守充	毛利安房守充	毛利安房守充	毛利安房守充	毛利安房守充	一紙）	一紙）	一紙）	一紙）	一紙）	一紙）
											（一九・六×三九・〇一	（一七・〇×一〇三・〇一三紙統	（四六・五×一七三・〇一二紙統	（四六・〇×九二・〇一六紙統	（四五・〇×九五・〇一二紙統	（三九・〇×五二・五一
											一紙）	一紙）	一紙）	一紙）	一紙）	一紙）

延享 三年 十月十一日	老中連署状写	毛利周防守充
(宝曆十年)十一月廿三日	御朱印改申達之覚	(一九・五×一五・三一 一紙)
宝曆 十年十一月廿三日	代々御朱印並御領知目録等御改覚	(一八・〇×一九一・〇一五紙綴)
(宝曆十年)十一月廿三日	御領知目録差出控	(一八・〇×一六六・〇一四紙綴)
(年月日未詳)	御朱印目録	(一〇・〇×六四・〇一二紙綴)
(年月日未詳)	御領知目録差出控	(一九・〇×八二・〇一二紙綴)
(年月日未詳)	御朱印目録	(一八・〇×四五・三一 一紙)
(年月日未詳)午二月	御朱印目録	(一五・〇×四〇・〇一 一通十三紙綴)
(年月日未詳) 戊四月	御朱印目録	(一七・五×四八・五一 一紙)
(年月日未詳)	御朱印目録	(一九・五×八二・〇一二紙綴)
(年月日未詳) 申二月十一日	覺	(一四・〇×一五・〇一 一紙)
(年月日未詳)	御朱印目録写	(二〇・〇×五一・〇一二紙綴)
(年月日未詳)	御朱印目録写	(一九・〇×七三・〇一三紙綴)
(年月日未詳)	領知目録包紙	(三八・八×二六・三一 一紙)
(天保九年)	御朱印御改口達之趣覺書	齊藤多膳充
延享二年・宝曆十年・天明六年	御朱印御頂戴御例	(二九・〇×二一・〇一六紙綴)
天保 八年十二月	道中御用日記	(二八・〇×二一・〇一四七紙綴)
天保 九年	御朱印御改一件	(二八・三×二一・〇一三八紙綴)
天保 九年正月	御朱印御差登二付御用状留	(二八・五×二一・〇一三三紙綴)
天明八申年	御朱印被下之次第	(二八・〇×二一・〇一六紙綴)
天保十亥年	御朱印御頂戴一件	(二八・一×二一・〇一三〇紙綴)

(年不詳)寅十月  
安政六年三月

來卯年御下向被造候二付、於御在所夫々被仰付候或書  
御朱印御差登ニ付御用狀留

39 38

## A II (自領・他領)

1	(享保廿年)十二月廿六日	古川仙右衛門・佐久間織右衛門連署書 状控	太田角左衛門・郎兵衛充	(一三・三×一六・五一七紙綴)
2	(年末詳)正月九日	広瀬甚蔵・太田六郎兵衛・林奥左衛門 連署書状写	佐久間織右衛門充	(一四・〇×一三・〇一三紙綴)
3	(年末詳)正月十日	古川仙右衛門・佐久間織右衛門連 署書状写	古川仙右衛門・太田六郎兵衛充	(一三・〇×四五・五一二紙綴)
4	(年末詳)正月十一日	佐久間織右衛門書状	佐久間織右衛門・太田六郎兵衛充	(一三・五×九二・〇一三紙綴)
5	(年末詳)正月十二日	広瀬甚蔵・太田六郎兵衛・林角左衛門 連署書状写	古川仙右衛門充	(一三・八×七三・〇一二紙綴)
6	享保廿一年正月十四日	郡代古川仙右衛門・佐久間織右衛門連 署覺書控	佐久間織右衛門充	(一七・〇×一三一〇一三紙綴)
7	(元文元年)正月廿日	津久見村奥河内取合之月日書出	古川仙右衛門充	(一七・〇×三九・五一一紙)
8	(年末詳)正正月廿日	古川仙右衛門・佐久間織右衛門連 書状写	西郷又兵衛充	(一三・五×一二四・〇一四紙綴)
9	(元文元年)正月	津久見村大庄屋西郷又兵衛口上覚控	津久見村大庄屋充	(一四・〇×八五・〇一四紙綴)
10	(年未詳)正月	古川仙右衛門・佐久間織右衛門連 書覺写	白杵御領庄屋充	(一七・〇×七三・〇一二紙綴)
11	(元文元年)四月十八日	津久見村大庄屋西郷又兵衛等申上口上書	津久見村大庄屋充	(一四・五×二〇一・〇一五紙綴)
12	(年未詳)五月廿日	津久見浦大庄屋岩崎太左衛門書状写	小野吉左衛門充	(一五・〇×一一〇・〇一四紙綴)
13	(年未詳)五月廿七日	某口上書		(一四・七×六六・五一三紙綴)
14	元文元年六月三日	津久見村大庄屋西郷又兵衛等申上口上書		(二七・八×七八・五一三紙綴)
15	元文元年六月十二日	津久見村大庄屋西郷又兵衛等申上口上書		(二七・八×一〇一・七一四紙綴)
	(元文元年)七月六日	益田平馬書状		(一四・五×一〇一・三一三紙綴)

(元文元年)七月六日	長谷川与左衛門・中根左治馬書状	黒木監物充	(一三・五×三〇・七一八紙続)
元文元年七月七日	津久見村より差出候口上書写	白杵郡代充	(二七・二×一四四・五一四紙続)
(元文元年)七月十七日	古川仙右衛門・佐久間織右衛門書状写	古川仙右衛門充	(一三・八×八三・〇一三紙続)
(元文元年)七月十八日	白杵御郡代より返札写	佐久間織右衛門充	(一三・五×五九・〇一二紙続)
(元文元年)七月廿日	益田平馬書状	佐久間織右衛門充	(一四・五×一一七・五一三紙続)
(元文元年)七月廿日	長谷川与左衛門・中根左治馬連書状	黒木監物充	(一四・〇×一四三・八一四紙続)
(年末詳)六月廿七日	書状(吉田新蔵・白杵・佐伯藩百姓出入につき)	黒木監物充	(一七・〇×一一〇・一三紙続)
(年末詳)六月廿八日	簗川主水・佐久間織右衛門連署書状	吉田新蔵充	(一四・〇×九八・〇一三紙続)
(元文元年)七月六日	奥河内山論付注進状写	黒木監物充	(一四・〇×三九・五一六紙続)
(年末詳)七月廿八日	白杵郡代書状写	古川仙右衛門充	(一三・五×三三・〇一三紙続)
(年末詳)七月廿九日	奥河内山論付平馬殿へ差出書状目録写	佐久間織右衛門充	(一三・五×九五・〇一三紙続)
(元文元年カ)	古川仙右衛門・佐久間織右衛門連署書状	郎兵衛・広瀬甚蔵充	(一三・四×二五・〇一四紙続)
(年末詳)八月七日	古川仙右衛門・佐久間織右衛門連署書状	郎兵衛・広瀬甚蔵充	(一三・七×二〇八・一五紙続)
(元文元年)八月八日	長谷川与右衛門・中根左治馬連署書状	黒木監物充	(一三・七×一三三・〇一四紙続)
(元文元年)八月八日	益田平馬書状	黒木監物充	(一四・二×一〇八・〇一四紙続)
(年末詳)八月八日	白杵藩郡代連書状写	佐久間織右衛門充	(一三・五×九七・八一三紙続)
(年末詳)八月八日	簗川貞右衛門書状	古川仙右衛門充	(一四・〇×九八・〇一三紙続)
元文元年八月十四日	津久見浦組大庄屋岩崎太左衛門口上書写	中根左仲・長谷川丹下・戸倉縫部充	(二七・五×一五一三紙続)
(元文元年)八月十八日	益田平馬書状	黒木監物充	(一五・〇×六七・〇一二紙続)
(元文元年)八月十八日	長谷川与左衛門・中根左治馬連署書状	黒木監物充	(一三・七×四九・〇一二紙続)

36	(元文元年)八月十八日	長谷川与左衛門・中根左治馬連署書状	黒木監物充
37	元文 元年 八月廿一日	津久見浦組大庄屋岩崎太左衛門申上口上書写	(一三・七×四九・〇一三紙統)
38	(元文元年)八月廿二日	奥河内山論二付黒木監物書状	(一四・七×八七・〇一三紙統)
39	(元文元年)八月廿二日	奥河内山論二付黒木監物書状写	(一三・〇×一二・〇一三紙統)
40	元文 元年 八月廿七日	津久見浦大庄屋岩崎太左衛門口上書写	(二七・五×七六・五一二通)
41	(元文元年)九月 五日	奥河内山論二付黒木監物書状	(一四・三×一二・五一三紙統)
42	(元文元年)九月 五日	奥河内山論二付黒木監物書状	(一三・二×六六・〇一二紙統)
43	(元文元年)九月廿一日	奥河内山論二付黒木監物書状	(一三・七×二七・〇一六紙統)
44	(年未詳) 九月廿一日	中根左治馬・長谷川与左衛門連署覚	(一三・七×一八三・五一五紙統)
45	(元文元年) 九月廿五日	黒木監物書状	(一五・〇×八七・〇一二紙統)
46	(年未詳) 九月廿五日	黒木監物書状	(一五・〇×七五・五一三紙統)
47	(元文元年) 十月廿八日	黒木監物書状写	(一三・三×六〇・〇一三紙統)
48	(年未詳)十一月廿八日	中根左治馬・長谷川与左衛門連署書状写	(一三・五×二六三・〇一七紙統)
49	元文 元年十二月十四日	津久見村大庄屋西郷又兵衛申上口上書写	(二六・五×一〇九・五一三紙統)
50	(元文元年)十二月十八日	某書状	(一三・〇×三七・〇一二紙統)
51	(元文元年)十二月廿一日	某書状	(一三・五×一七〇・〇一五紙統)
52	(元文元年)十二月廿一日	長泉寺心得之覚	(一三・〇×一七一・〇一五紙統)
53	(元文元年)十二月廿五日	某書状	(一四・三×三七・五一二紙統)
54	(元文元年)十二月廿五日	中根左治馬・長谷川与左衛門覚	(一四・三×九〇・〇一二紙統)
55	(元文元年)十二月廿五日	益田平馬書状	(一五・〇×一一八・〇一三紙統)
56	(年未詳)十二月廿五日	黒木監物書状	益田平馬充

77																									
76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57						
(年未詳)	三月廿六日	山本孝藏書狀写																							
(元文元年)	津久見村奥河内山論一件書狀写	黒木監物書状	中根左治馬充	(二七・五×四六・五一二紙統)																					
(年月未詳)	廿九日			(一五・〇×二二・〇一 一紙)																					
(年月日未詳)				(一三・〇×一八・五一 一紙)																					
(年月日未詳)				(一三・五×六三・三一三紙統)																					
(年月日未詳)				(一七・五×九三・〇一三紙統)																					
(年月日未詳)				(三〇・〇×七四・五一一九紙統)																					
(年月日未詳)				(二七・五×二六・一八一七紙統)																					
(年月日未詳)				(一四・九×五八・二一二紙統)																					
(年月日未詳)				(一三・五×七四・〇一三紙統)																					
(元文元年)	正月十二日	津久見村奥河内山論二付条々書	御郡代中充	(一三・八×五〇・〇一二紙統)																					
(元文元年)	二月	十日	某書狀	(一三・五×一八・五一 一紙)																					
(元文元年カ)		某覚書		(一五・〇×一〇四・〇一三紙統)																					
(元文元年)	六月廿七日	龍原寺尋譽より長泉寺へ返札写	長泉寺和尚充	(一三・五×九五・五一四紙統)																					
(元文元年)	六月十一日	長泉寺書状案		(一五・〇×二三〇・〇一三紙統)																					
(年未詳)	七月十一日	簗川主水・吉田新藏書状控	川嶋仲右衛門充	(一五・〇×二三〇・〇一三紙統)																					
(年未詳)	七月十六日	龍原寺尋譽書状写	大場仲右衛門充	(一七・五×四〇・七一 一紙)																					
(元文元年)	七月十二日	長泉寺書状写	長泉寺和尚充	(一三・五×七一・〇一三紙統)																					
(年未詳)	極月十二日	龍原寺尋譽書状	龍原寺和尚充	(一三・五×一〇一五三紙統)																					
(年未詳)	極月十二日	龍原寺書状写	長泉寺充	(一三・五×九六・五一三紙統)																					
延享	元年	九月十一日	奥河内炭山請負証文写	(一五・〇×五九・〇一三紙統)																					
(年月日未詳)			岡田庄太夫書状写	(一五・〇×八五・〇一三紙統)																					

(年未詳)	三月廿六日	山本孝藏書状写	岡田九馬外五名充	(一五・〇×五五・〇一二紙続)
(年未詳)	三月廿八日	戸倉織部等三名連署書状	岡田九馬外二名充	(一四・三×一〇九・〇一三紙続)
(年未詳)	三月廿八日	岡部但馬等六名連署書状	岡田庄太夫充	(一四・〇×一六一・〇一五紙続)
(年未詳)	三月廿八日	岡部但馬等六名連署書状写	山本孝藏充	(一五・〇×八五・〇一二紙続)
(年未詳)	三月廿八日	下野村大庄屋染矢治左衛門・塙屋村新地庄屋庄七起請文	津久見村大庄屋西郷新助等連署起請文	(二八・五×八三・五一二紙続)
延享	二年	三月晦日	津久見村大庄屋西郷新助等連署起請文	(二七・〇×六〇・〇一二紙続)
延享	二年	四月	白杵領百姓入込人數並押取飽覺	(一三・八×八三・〇一三紙続)
延享	二年	四月	口上之覚	(一三・五×四一・〇一一紙)
(延享一年)	五月廿二日	豊嶋方ヨリ青江河内小庄屋代々書上	(二六・〇×二三・五一一紙)	
(延享一年)	七月二日	津久見村奥河内小庄屋代々書上	(一三・五×四一・五一一紙)	
(延享一年)	八月四日	津久見村大庄屋西郷新助口上書	(一四・〇×五〇・五一二紙続)	
(延享一年)	八月	津久見村奥河内山論双方繪師立会繪図控	(七五・五×一八一・〇一一紙)	
延享	二年	某書状	(一三・八×九〇・〇一三紙続)	
(年未詳)	正月	某申上書	(一三・五×四〇・五一一紙)	
元文	元年	黒木監物書状	(一三・七×四〇・〇一二紙続)	
(元文元年)	正月廿日	津久見村奥河内村取合之月日書出	(一三・七×六七・三一二紙続)	
(元文元年)辰正月	廿三日	番頭等書状	(一六・〇×一九八・〇一四紙続)	
(年月未詳)	廿三日	番頭等書状	(一四・五×九六・〇一三紙続)	
(年月未詳)	十一日	某書状	(一三・五×三〇・五一一紙)	
(年月未詳)	廿九日	某書状	(一六・二×七三・七一二紙続)	
(年月日未詳)	某書状			

(年月未詳)	十九日	某書状	(一五・〇×五一・五一二紙続)
(元文元年)丑六月		某伺覧	(一三・七×六九・三一二紙続)
(年未詳)十二月廿六日		某書状	(一三・〇×一〇四・五一四紙続)
(元文元年)正月廿日		津久見奥河内村取合之月日書出	(一三・七×三六・五一一紙)
(年未詳)十二月十七日		某申上候覧	(一三・七×五四・〇一二紙続)
延享二年九月		津久見村奥河内山林入合相論二付訴状 下書	(三〇・〇×三〇〇・〇一八紙続)
延享二年九月		奥河内山林につき取違一件	(一七・〇×二一・〇一九九紙続)
(延享二年十二月十日)		佐久間織右衛門書状	(一四・〇×七一・〇一二紙続)
(延享二年十二月十一日)		成水・太田・林連署書状	(一六・〇×九一・〇一二紙続)
延享二年十二月十四日		簗川主水・佐久間織右衛門連署書状	川嶋牧右衛門充 佐久間織右衛門充
(延享二年)十二月十五日		成水・太田・林連署書状	(一七・〇×一六〇・〇一四紙続)
(延享二年)十二月十六日		某書状案	(一六・〇×一三三・〇一三紙続)
延享二年十二月廿五日		津久見村之内奥河内之儀ニ付江戸江差越御用状案文	(一五・〇×一七・〇一四紙続)
延享二年十二月廿六日		佐久間織右衛門書状案	(一七・七×一〇・五一一八紙續)
(延享二年)十二月廿八日		大塚伸右衛門・川嶋牧右衛門連署書状	(一五・〇×一一〇・〇一一紙)
(延享二年)十二月廿三日		佐久間織右衛門充 林角左衛門・吉田太郎兵衛・成水甚三郎連署書状	(一六・三×四五・〇一一紙)
(延享二年)十二月廿三日		佐久間織右衛門充 林角左衛門等連署副狀	(一六・五×七五・五一一紙)
(延享二年)十二月廿五日		佐久間織右衛門書状	(一六・五×三六・五一一紙)
(年月日未詳)		某書状	(一五・〇×一〇四・五一三紙続)
(年未詳)三月十五日		山本孝蔵書状	(一三・七×六一・〇一二紙続)
		佐久間織右衛門充 川嶋牧右衛門充 大塚伸右衛門充 佐久間織右衛門充 簗川主水	(一六・〇×七九・五一二紙続)
		林角左衛門・太田六郎充	(一三・八×八六・三一二紙続)

(年未詳) 三月十五日 山本孝蔵書状

寶川貞右衛門充

(一六・〇×七九・五一二紙続)

(年未詳)	三月廿五日	寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書状	山本孝蔵充
(年未詳)	三月廿六日	山本孝蔵書状	寶川貞右衛門充
(年未詳)	三月廿六日	山本孝蔵書状	佐久間織右衛門充
(年未詳)	三月	晦日	高松献上茶勘定
(年未詳)	四月	朔日	寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書状
(年未詳)	正月廿一日	与左衛門・五郎右衛門連署書状	山本孝蔵充
(年未詳)	正月	清兵衛書状	府坂村豊嶋充
(延享)丑	三月十五日	豊嶋書状	平右衛門・弥四郎充
(年未詳)	三月十六日	豊嶋書状	門兵衛・勘助充
(年未詳)	三月	弥四郎・平右衛門連署書状	郡代充
(年未詳)	四月 四日	津久見大庄屋西郷新助口上書	府坂村豊嶋充
(年未詳)	四月十四日	寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書状写	山本孝蔵充
(年未詳)	二月 朔日	山本孝蔵書状	佐久間織右衛門充
(年未詳)	二月 朔日	山本孝蔵書状	寶川貞右衛門充
(年未詳)	正月 晦日	寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書状	山本孝蔵充
(年未詳)	四月 六日	山本孝蔵書状控	佐久間織右衛門充
(年未詳)	四月十七日	山本孝蔵書状	寶川貞右衛門充
(年未詳)	四月十七日	寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書状	山本孝蔵充
(年未詳)	四月十九日	山本孝蔵書状	佐久間織右衛門充
(年未詳)	四月廿九日	寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書状	山本孝蔵充

(一三・八×八六・三一三紙続)	(一六・〇×一四七・〇一三紙續)
(一六・〇×一四七・〇一三紙續)	(一五・八×六四・五一二紙續)
(一五・八×六四・五一二紙續)	(一四・六×二二・〇一 一紙)
(一四・六×二二・〇一 一紙)	(一四・六×二×三九・五 一紙)
(一四・六×二×三九・五 一紙)	(二六・二×三九・五 一紙)
(二六・二×三九・五 一紙)	(二八・〇×四〇・五 一紙)
(二八・〇×四〇・五 一紙)	(一四・〇×四一・〇 一紙)
(一四・〇×四一・〇 一紙)	(一四・〇×七六・五一二紙續)
(一四・〇×七六・五一二紙續)	(一四・〇×二〇・〇一二紙續)
(一四・〇×二〇・〇一二紙續)	(一六・〇×二八・五 一紙)
(一六・〇×二八・五 一紙)	(一六・〇×二×四一・〇 一紙)
(一六・〇×二×四一・〇 一紙)	(二八・二×四一・〇 一紙)
(二八・二×四一・〇 一紙)	(一四・〇×四八・五 一紙)
(一四・〇×四八・五 一紙)	(一五・〇×五二・五 一紙)
(一五・〇×五二・五 一紙)	(一五・八×七九・〇一二紙續)
(一五・八×七九・〇一二紙續)	(一四・〇×六四・〇一二紙續)
(一四・〇×六四・〇一二紙續)	

(年未詳) 四月十八日 山本孝蔵書状

佐川貞右衛門充

(一六・五×七七・二一二紙統)

延享 三年 正月廿八日 津久見村奥河内之儀一件御用状案留

(二七・〇×二〇・五十九紙綴)

延享 三年十一月晦日 奥河内論所ニ付御書写并御請控

(一八・五×一一・〇一六紙綴)

延享 四年 六月ヨリ 奥河内村山論御用日記

(一八・五×一一・〇一四三紙綴)

延享 四年 八月・九月 奥河内村山論日田代官手代見分吟味日記

(一八・四×一〇・八一六九紙綴)

延享 四年 九月晦日 奥河内村山論御用一件日記

(一八・四×一〇・一三紙統)

延享 四年十一月 津久見村組奥河内山論御裁許二付江戸表日記

(一七・五×一一・三一四〇紙綴)

延享 四年十二月廿六日 津久見村之内奥河内村より青江河内村道尾組之者

(一七・五×一一・五一三紙統)

延享 四年十二月廿六日 津久見村組奥河内論所裁許絵図并裁許状

(一八・〇×一六〇・〇一三六紙統)

延享 四年十二月廿六日 津久見村組奥河内論所御裁許絵図并裁許状写

(一八・〇×一六〇・〇一三六紙統)

延享 四年十二月廿六日 津久見村組奥河内論所裁許状

(一六五・〇×一四・〇一三六紙統)

延享 四年十二月廿六日 津久見村莊屋百姓共指出奥河内山繪図

(一五七・〇×一四・〇一三六紙統)

延享 四年十二月廿六日 津久見村莊屋百姓共指出奥河内山繪図

(一六五・〇×一四・〇一三六紙統)

延享 四年十二月廿六日 津久見村莊屋百姓共指出奥河内山繪図

(一五七・〇×一四・〇一三六紙統)

(年月日未詳)

津久見村莊屋百姓共指出奥河内山繪図

(一五七・〇×一四・〇一三六紙統)

享保廿一年 正月十四日 津久見村莊屋百姓共指出奥河内山繪図

(一五七・〇×一四・〇一三六紙統)

寛延 元年 九月 奥河内山論御裁許一件日記添書

(一八・〇×一三三・〇一三紙統)

(寛延二年) 六月 奥河内山御用一件入記

(一八・〇×一三三・〇一三紙統)

寛延 元年 九月 津久見村奥河内山論ニ付書状

(一八・〇×一三三・〇一三紙統)

(年月日未詳) 津久見村大庄屋代々書上

(一八・〇×五一・五一一紙)

(年未詳) 九月廿五日 村山境につき津久見大庄屋・庄屋申上覚

(一四・六×一八・〇一三紙統)

(年未詳) 三月廿七日

岡部但見・栗屋齊宮・岡田九馬連署書状

中根左仲・長谷川勘解由・戸倉織部充

(年未詳) 十一月

某書状

延享 元年(4年)

津久見村組奥河内一件等控

(年月日未詳)

口上書(津久見奥河内争論一件)

大阪本村境分絵図(1)(2)(3)

乍恐口上書(上野村組之内井崎木野瀬川除之儀二付)

乍恐口上書(上野村組之内井崎木野瀬川除修覆につき)

木野瀬藪通畑方反別改帳

上野村木野瀬川分ヶ之儀差切之書付写

乍恐口上書(木之瀬一件境改之儀)

井崎木野瀬控書写

大坂本村上野村境新開之儀ニ付論所分間  
絵図仕立候野帳

大坂本村上野村境分絵図付御受証文(1)(2)

大坂本村上野村境分絵図付奉差上御受証文(1)(2)

中野村組風戸山野手入之儀御裁可ニ付中野村上野村  
大坂本村へ申渡書(1)(2)

上野村組株場山梨子内谷口山林絵図裏書(1)(2)

大坂本村組宮野下之内作屋山地高反別覚

豊後国海部郡之内佐伯庄郷村之帳

豊後国海部郡之内佐伯庄郷村之帳(1)(2)(3)

豊後国海部郡之内佐伯庄郷村之帳

176 175 174 173 172 171 170 169 168 167 166 165 163 162 161 160 159 158 157

(一九・〇×一五一・〇一三紙綴)  
(一六・九×二二九・八一五九紙綴)  
(一四・〇×四〇・〇一四紙綴)(一〇四・七×四〇・〇一一紙)  
(三七・八×二一・〇一八紙綴)  
(二八・〇×二一・四一八紙綴)(一七・九×二一・八一四紙綴)  
(三八・二×二〇・九一八紙綴)  
(二八・五×二一・二一八紙綴)(一七・八×二一・二一〇紙綴)  
(一四・二×二一・二一一〇紙綴)(二六・〇×二四・〇一一紙)  
(二八・五×二一・一一三紙綴)(二八・三×四二・〇一一紙)  
(二八・四×五一・八一一紙)

(二八・四×二一・〇一七紙綴)

(三一・四×二二・四一六紙綴)  
(三一・八×二二・五五紙綴)



正徳四年五月晦日切畠村組平井村・宮脇村内検地高帳六  
正徳四年五月晦日切畠村組尾岩村・細田村内検地高帳七  
正徳四年五月晦日切畠村組平井村・細田村内検地高帳八  
享保四年十年十一月切畠村組内提内村等四ヶ村新地高帳十  
享保六年十二月切畠村組内提内村等四ヶ村新地高帳十一  
天保六年十二月切畠村組内提内村等四ヶ村新地高帳十二  
嘉永三年十月切畠村組内提内村等四ヶ村新地高帳十三  
明治五年正月十四日切畠村組内提内村等四ヶ村新地高帳十四

津久見浦組岩屋・宮本新畠内検地高帳十五  
佐伯庄・切畠村田畠御物成御勘定帳  
下野村等田方損毛檢見帳  
郷帳書式廻達写

(一八〇〇×一一〇一一二三一紙綴)  
(一八〇〇×一一〇一一二三一紙綴)  
(一八〇〇×一一〇一一二三一紙綴)  
(一八〇〇×一一〇一一二三一紙綴)  
(一八〇〇×一一〇一一二三一紙綴)  
(一八〇〇×一一〇一一二三一紙綴)  
(一九〇〇×一〇五・六一二紙綴)  
(一九〇〇×一〇五・六一二紙綴)  
(一九〇〇×一〇五・六一二紙綴)  
(一九〇〇×一〇五・六一二紙綴)  
(一九〇〇×一〇五・六一二紙綴)  
(一九〇〇×一〇五・六一二紙綴)  
(一九〇〇×一〇五・六一二紙綴)  
(一九〇〇×一〇五・六一二紙綴)

### A III (天領・預地)

1	天明三年九月	天領豊後海部郡拾ヶ村助合穀代銀覺
2	(天明三年)六月	毛利和泉守領内御料所拾ヶ村御預り所 被仰出候書状案
3	(天明三年)六月三日	松平周防守達書写
4	(文政十一年)十一月	御預所之儀ニ付歎願書写
5	(年月日未詳)	御預所之儀ニ付歎願之節達書
6	(年未詳)辰十二月十八日	御預所蒙仰候年月日覚
7	寛文八年	豊後国海部郡佐伯庄未年御成ヶ御勘定目録
8	天明三年七月	豊後国海部郡之内郷村高帳

B I (位階・勲等)

1	慶安	元年十二月	卅日	後光明天皇口宣案写	藤原利高尚充	(三六・一×	四八・三一	紙)
2	慶安	元年十二月	卅日	藤原利高尚位記写	藤原利高尚充	(二六・八×	一八・○一	紙(続)
3	慶安	元年十二月	卅日	後光明天皇口宣案写	藤原利高尚充	(三六・二×	四八・一	紙)
4	慶安	元年十二月	卅日	藤原利高尚受領補任状写	藤原利高尚充	(三六・六×	四八・○一	紙(續)
5	延宝	四年十二月廿六日	延宝	靈元天皇口宣案	藤原利高重充	(三四・二×	五三・○一	紙)
6	延宝	四年十二月廿六日	延宝	靈元天皇口宣案写	藤原利高重充	(三六・二×	四八・二	紙)
7	延宝	四年十二月廿六日	延宝	藤原利高重位記写	藤原利高重充	(三六・三×	一五五・○一	紙(続)
8	延宝	四年十二月廿六日	延宝	靈元天皇口宣案写	藤原利高重充	(三七・○×	一六五・○一	紙(続)
9	延宝	四年十二月廿六日	延宝	靈元天皇口宣案写	藤原利高重充	(三四・二×	五三・三一	紙)
10	延宝	四年十二月廿六日	延宝	靈元天皇口宣案写	藤原利高重充	(三六・二×	四八・二一	紙)
11	延宝	四年十二月廿六日	江戸幕府老中連署書状	藤原利高重充	戶田越前守充	(三六・○×	四八・一一	紙(續)
12	延宝	四年十二月廿六日	三年十二月四日	靈元天皇口宣案写	藤原利高重充	(一八・四×	五〇・五一	紙)
13	延宝	四年十二月廿六日	三年十二月四日	靈元天皇口宣案写	藤原利高重充	(三四・九×	五一・五一	紙)
14	天和	三年十二月四日	靈元天皇口宣案写	藤原利高久充	藤原利高久充	(三六・○×	四八・二一	紙)
15	天和	三年十二月四日	靈元天皇口宣案写	藤原利高久充	藤原利高久充	(二六・二×	一六三・五一	紙(續)
16	天和	三年十二月四日	靈元天皇口宣案写	藤原利高久充	藤原利高久充	(三四・九×	五二・三一	紙)
17	天和	三年十二月四日	靈元天皇口宣案写	藤原利高久充	藤原利高久充	(三六・○×	四八・○一	紙)
18	天和	三年十二月四日	靈元天皇口宣案写	藤原利高久充	藤原利高久充	(三七・八×	五九・○一	紙(續)
19	天和	三年十二月四日	靈元天皇口宣案写	藤原利高久充	藤原利高久充	(三六・九×	四八・三一	紙)

天和 三年十二月 四日 藤原利高久受領補任状写

藤原利高久充

(三六・九× 四八・三一 紙)

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
享保十五年十二月十八日	享保十五年十二月十八日	享保十五年十二月十八日	享保十五年十二月十八日	享保十五年十二月十八日	享保十五年十二月廿一日	享保二年十二月廿一日	享保二年十二月廿一日	享保二年十二月廿二日	享保二年十二月廿一日	享保二年十二月廿二日	元祿二年十二月廿七日	元祿二年十二月廿七日							
中御門天皇口宣案写	藤原利高能位記写	中御門天皇口宣案	中御門天皇口宣案	藤原毛利高通受領補任狀寫	天皇口宣案上卿職事書(折紙)	中御門天皇口宣案	中御門天皇口宣案	中御門天皇口宣案	藤原利高通充	藤原毛利高定充	藤原毛利高定充								
藤原毛利高能充	毛利高能充	毛利高能充	毛利高能充	毛利高能充	毛利高能充	毛利高能充	毛利高能充	毛利高能充	(三六・一×	(四八・一)	(三六・一×								
(紙)	(紙)	(紙)	(紙)	(紙)	(紙)	(紙)	(紙)	(紙)	(一八・〇×	(四八・〇)	(一八・〇×	(三六・七×	(三六・〇×	(三六・〇×	(三六・〇×	(三六・〇×	(三六・〇×	(三六・〇×	(三六・一×
									(三四・五×	(五二・五一	(三四・五×	(三四・一×							
									(一八・〇×	(四八・〇)	(一八・〇×								
									(三六・一×	(四八・一)	(三六・一×	(二六・八×							
									(一七五・五一										
									(四紙)	(紙)									

40	享保十五年十二月十八日	藤原利高能受領補任状	藤原利高能充	(三七・七×	五九・○一	一紙)	
41	(享保十五年十二月十八日)	天皇口宣案上卿職事書(折紙)	藤原利毛	(三七・○×	四八・五一	一紙)	
42	延享二年	十月十八日	桜町天皇口宣案写	藤原利毛	(一八・四×	四八・○一	一紙)
43	延享二年	十月十八日	藤原利徳高位記	藤原利毛	(三五・八×	四八・一	一紙)
44	延享二年	十月十八日	藤原利徳高位記写	藤原利毛	(三七・○×	一三七・五	三紙統)
45	延享二年	十月十八日	藤原利徳高位記写	藤原利毛	(二七・○×	一七二・○	一五紙統)
46	延享二年	十月十八日	桜町天皇口宣案写	藤原利毛	(二七・○×	四八・二	一紙)
47	延享二年	十月十日	藤原利徳高受領補任狀	藤原利毛	(三六・一×	四八・二	一紙)
48	延享二年	十月十八日	藤原利徳高受領補任狀写	藤原利毛	(三八・○×	五九・○	一紙)
49	延享二年	十月十八日	天皇口宣案上卿職事書(折紙)	藤原利毛	(三七・○×	四八・四	一紙)
50	安永二年	十月十八日	後桃園天皇口宣案写	藤原利毛	(一八・三×	四八・三	一紙)
51	安永元年十二月十八日	藤原利高歟位記写	藤原利毛	(三六・○×	四八・一	一紙)	
52	安永元年十二月十八日	後桃園天皇口宣案写	藤原利毛	(三六・七×	一七・○	四紙統)	
53	安永元年十二月十八日	藤原利高歟受領補任狀	藤原利毛	(三六・二×	四八・二	一紙)	
54	安永元年十二月十八日	藤原利高歟受領補任狀写	藤原利毛	(三七・五×	五八・五	二紙統)	
55	安永元年十二月十八日	天皇口宣案上卿職事書(折紙)	藤原利毛	(三六・五×	四八・三	一紙)	
56	寛政四年十二月十六日	光格天皇口宣案写	藤原利毛	(一八・四×	四八・五	一紙)	
57	(天保)七年十二月十六日	藤原利高翰位記	藤原利毛	(三六・九×	五〇・五	一紙)	
58	(天保)元年十二月十六日	藤原利高泰位記写	藤原利毛	(二六・七×	四七・一	一紙)	
59	天保元年十二月十六日	藤原利高泰受領補任狀	藤原利毛	(二五・○×	二〇〇・○	三紙統)	
			藤原利毛	(三七・二×	五九・○	一二紙統)	

11 10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
(年未詳)	亥正月	若殿様御披露目之節条々窺書	若殿様御披露目之節条々窺書	若年寄御口上書	毛利伊勢守充	御用番充	毛利伊勢守書状案(家督相続)	毛利和泉守起請文附覧書	毛利安房守起請文写	毛利周防守起請文写
(年未詳)	(年未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年未詳)
(年未詳)	(年未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)
		(天明八年九月)	(天明八年九月)							

## B II (藩候自身に關するもの)

66	65	64	63	62	61	60				
(安政元年十二月十六日)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	源林院位記断簡	天皇口宣案上卿職事書(折紙)	孝明天皇口宣案写	藤原利高謙位記
(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)	(年未詳)				

(天保二年)  
(天保二年)

若殿様御剪髪御祝御書院江出座祝式覚  
若殿様御剪髪御祝御居所ニ而御祝式覚

(一六・二× 九八・○一 紙統)

(二六・一× 五四・五一 紙統)

(年未詳)

二月

正月 八日

毛利伊勢守養子縁組届書写 (紙)

松平豊前守外四名充

(年未詳)

戌七月

若殿栄二郎嫡子届覚

(二九・五× 五一・○一 紙)

(年未詳)

戌七月下旬

若殿付き諸役覚

(二九・三× 五二・○一 紙)

(年未詳)

戌八月

若殿御用掛勤方心得之覚

(二六・三× 八五・五一 紙統)

(年未詳)

文政四年 戊八月 文政四年 戊八月  
九月 十日 順之助様療養ニ付口上覚

源林院様代親類書上写

(二六・五× 三五・八一 紙)

(年月日未詳)

寛保二年 七月 朔日 黒木右膳御朱印箱品々請取狀

中村彦左衛門充  
岡部郡右衛門充

(年月日未詳)

寛保二年 七月 朔日 御朱印御長持之内殿様御方御残シ被遊候御品覺

秋月佐渡守充

(年未詳)

三月廿四日 松平玄番頭様御暇乞御出合控 (長)

四〇・〇× 一五・○一 紙綴

(年未詳)

七月 八日 毛利周防守書状案

四〇・〇× 一五・○一 紙綴

(年未詳)

七月 八日 稲葉丹後守正通書状

四〇・〇× 一五・○一 紙綴

(年未詳)

二月 三日 稲葉丹後守正通書状

四〇・〇× 一五・○一 紙綴

(年未詳)

二月 三日 稲葉丹後守正通書状

四〇・〇× 一五・○一 紙綴

(年未詳)

六月 二日 嶋津但馬守久物書状

四〇・〇× 一五・○一 紙綴

(年未詳)

十月 廿日 井上河内守奉書写

四〇・〇× 一五・○一 紙綴

31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12

3 32

(年未詳)

九月 四日

朝観之儀ニ付伺

朝壬工貢獻義波仰出候覚

(年未詳)

十月廿八日

酒井雅楽頭奉書写

毛利安房守充

(二〇・〇× 四五・〇一三 紙統)

(二〇・〇×

四三・〇一

紙)

紙)

(年未詳)

所司代充

(年未詳)

九月四日

朝廷江貢獻儀被仰出候覈

(年未詳)

正月九日

毛利伊勢守朝観之儀二付控

(年未詳)

毛利伊勢守朝観之儀二付天氣日限御達

(年月日未詳)

毛利伊勢守朝観之儀二付禁裏獻上物覈

(年月日未詳)

毛利伊勢守朝観之儀二付控

(元治三年)

毛利伊勢守朝観之儀二付天氣日限御達

(元治三年)

毛利伊勢守朝観之儀二付禁裏獻上物覈

(年未詳)

毛利伊勢守朝観之儀二付拔書(小横帳)

(嘉永七年)

正月十八日 德川家慶一周忌法要諸大名名前書

(嘉永七年)

七月廿二日 德川家慶一周忌法要東叡山供奉行列次第控

(嘉永七年)

七月廿二日 慎徳院様一周忌法事供奉次第控

(嘉永七年)

七月廿二日 慎徳院様一周忌法事供奉次第控

(年未詳)

十一月廿八日 兩山御參詣直勤手控(小橫帳)

(年未詳)

御能當日直勤手控(小橫帳)

(年月日未詳)

御能御名代御手續書(豎書)

(年月日未詳)

明和度日光御神忌書抜(書冊)

(年未詳)

御扶持醫師被召出二付名代御礼願之書式例書

(年月日未詳)

稻葉能登守外六名充

(年月日未詳)

三月十六日

毛利伊勢守御招請廻章

(一一〇・〇× 四九・〇一三 紙綱)

(三〇・〇× 四三・〇一一 紙)

(三〇・〇× 四一・〇一一 紙)

(一一〇・〇× 三二・〇一一 紙)

(一八・〇× 三七・〇一一 紙)

(一八・〇× 三六・五一一 紙)

(一七・五× 三一・〇一一 紙)

(一七・〇× 二九・一× 三八・〇一一 紙)

(一七・〇× 二九・一× 九・六一七 紙綱)

(一七・〇× 二一・〇× 一八・三一一 紙)

(二四・二× 四四・五一二 紙綱)

(二四・〇× 五三・五一二 紙綱)

(二三・〇× 七〇・〇一三 紙綱)

(一九・五× 一九・〇一八 紙綱)

(一九・五× 一九・〇一五 紙綱)

(一九・〇× 一八・五一三 紙綱)

(一九・〇× 一八・〇一五 紙綱)

(二八・〇× 一二六・〇一三 紙綱)

(二九・〇× 二四・四× 一七一・〇一五 紙綱)

(二九・〇× 二九・〇一三 紙綱)

所司代充

(三〇・〇× 四九・〇一三 紙綴)

(年未詳) 九月 四日 朝観之儀 二付伺  
(年未詳) 正月 九日 朝廷江貢獻儀被仰出候覺

毛利伊勢守朝観之儀 二付控

毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達

毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺

毛利伊勢守朝観之儀 二付控

毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達

毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺

毛利伊勢守朝観之儀 二付控

毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達

毛利伊勢守朝観之儀 二付控

稻葉能登守外六名充

(年未詳)	九月	四日	朝観之儀 二付伺	(三〇・〇×	四九・〇一三	紙綴)
(年未詳)	正月	九日	朝廷江貢獻儀被仰出候覺	(三〇・〇×	四三・〇一	紙)
(年月日未詳)			毛利伊勢守朝観之儀 二付控	(一八・〇×	三四・〇一	紙)
(年月日未詳)			毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達	(一八・〇×	四一・〇一	紙)
(年月日未詳)			毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺	(一八・〇×	三七・〇一	紙)
(元治三年)			毛利伊勢守朝観之儀 二付控	(一八・〇×	三六・五	紙)
(元治三年)			毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達	(一七・五×	三一・〇一	紙)
(年未詳)			毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺	(一七・〇×	二九・〇一	紙)
(嘉永七年)	七月廿二日	德川家慶一周忌法要諸大名名前書	毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達	(一七・〇×	二九・一×	紙)
(嘉永七年)	七月廿二日	徳川家慶一周忌法要東叡山供奉行列次第控	毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺	(二一・〇×	九・六一七	紙綴)
(嘉永七年)	七月廿二日	慎徳院様一周忌法事供奉次第控	毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達	(二一・〇×	一八・三	紙)
(嘉永七年)	七月廿二日	慎徳院様一周忌法事供奉次第控	毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺	(二一・〇×	一九・六	紙綴)
(年未詳)	十一月廿八日	兩山御參詣直勤手控(小横帳)	毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達	(二一・〇×	一九・五	紙綴)
(年未詳)	十一月廿五日	御能當日直勤手控(小横帳)	毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺	(二一・〇×	一九・五	紙綴)
(年月日未詳)		御能御名代御手続書(堅書)	毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達	(二一・〇×	一九・五	紙綴)
(年月日未詳)		御能御名代御手續書(堅書)	毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺	(二一・〇×	一九・五	紙綴)
(年月日未詳)		兩山御參詣御名代御手續書	毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達	(二一・〇×	一九・五	紙綴)
(年月日未詳)		明和度日光御神忌書抜(書冊)	毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺	(二一・〇×	一九・五	紙綴)
(年未詳)		御扶持医師被召出二付名代御禮願之書式例書	毛利伊勢守朝観之儀 二付天氣日限御達	(二一・〇×	一九・五	紙綴)
(年未詳)	三月十六日	毛利伊勢守御招請廻章	毛利伊勢守朝観之儀 二付禁裏獻上物覺	(二一・〇×	一九・五	紙綴)

72	(年未詳)	三月廿六日	文恭院様忌日拝礼伺口上書
71	(年未詳)	十二月 五日	養賢寺薄縁敷御免達書
70	(年未詳)	十二月 五日	養賢寺御廟供養香典覚
69	(年未詳)	十二月 五日	養賢寺御廟供養御隱居名代覺
68	(年未詳)	十二月十二日	家督御礼奉願控
67	宝暦 57	寛政迄	御着帯ヨリ御誕生御百ヶ迄御祝式伺控
66	宝暦 58	寛政迄	御病氣御凶礼御法事控
65	宝暦 59	寛政迄	御親類様方御慶事控
64	寶曆元 60	寛政迄	御親類様方御病氣御凶礼控
63	寶曆元 61	寛政迄	御家中諸願・改名・退役控
62	寶曆元 62	寛政迄	御着帯ヨリ御誕生御百ヶ迄御祝式伺控
61	享和元 63	文政四年	御法事控
60	享和元 64	天保六年	御親類様御慶事控
59	享和元 65	天保六年	御親類様縁組控
58	享和元 66	天保六年	御家中進之部(諸役被仰付候家中名前書上)
57	享和元 67	天保六年	御病氣御凶礼・御家中退ノ部等控
56	享和元 68	天保六年	御親類様方御病氣御凶礼控
55	文政三 69	天保六年	
54	嘉永 70	七月十五日	御年忌覚帳
53	正徳 元年	五月	

(一九・〇×三一・三一  
二八・〇×二五・〇一  
二八・〇×一四五・〇一四  
二八・〇×九〇・〇一  
二九・五×二七・〇一  
二四・〇×一六・五  
二四・〇×一六・六  
二四・〇×一六・六  
二四・〇×一六・七  
二四・〇×一六・七  
二四・三×一六・七  
二四・三×一六・七  
二四・三×一六・七  
二四・〇×一六・五  
二四・五×一六・五  
二四・五×一六・五一  
二四・五×一六・五一  
二四・三×一六・七  
二六・六×一八・八  
二六・七×二〇・四一  
一一八・〇×一〇・八一六  
一一九・紙綴)

91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	
(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年未詳)	元文	元治	文久	嘉永	萬延	安政	四年	元文	元文	元文
(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	己十月	五年	正月十八日	三年	正月	元年	七年	四年	四年	四年	三年
大御文庫入組並御長持入組諸物貲	御同姓毛利治郎八郎様儀二付一件（不行跡ニ付） 榮一郎様御出府一件帳及栄一郎嫡子御伺済御届書	蒲江浦薬師御滯留中御用日記	簾ノ紋、幕ノ紋、家ノ紋替紋控(1)(2)	御道具取調帳	御衣類等諸御道具帳	銀御道具帳	銀御道具帳	銀御道具帳	銀御道具帳	御召料呉服物類覚	於日光山梶井御門跡御馳走直勤帳	殿様若殿様寅太郎様より御新造様え年中被進候御祝儀御定帳	勤仕錄 四	勤仕錄 三	勤仕錄 二	勤仕錄 一	御親類書写	御年忌覺	仮御年忌帳	(二二八・〇×一〇・八一六紙綴)

(二二七・〇×一二・〇一一三紙綴)  
 (二二七・〇×二二・〇一二三紙綴)  
 (二二七・五×一九・五一七二紙綴)  
 (二二九・五×一七・五一八七紙綴)  
 (二二七・五×一九・五一五五紙綴)  
 (二二九・五×一九・五一七〇紙綴)  
 (二二六・八×一九・二一四六紙綴)  
 (二二七・七×一〇・七一七紙綴)  
 (二二七・八×二二・〇一八紙綴)  
 (二二七・九×一〇・六一七紙綴)  
 (二二七・八×一〇・八一六紙綴)  
 (二二七・七×二二・八一六紙綴)  
 (二二六・一×一七・一一二一紙綴)  
 (二二四・〇×四一・〇一一四紙綴)  
 (二二八・〇×二一・〇一二七紙綴)  
 (二二九・〇×一〇・〇一五三紙綴)  
 (二二八・六×二二・〇一一九一紙綴)  
 (二二八・五×二一・三一九紙綴)

寛保 三年	九月廿一日	御遺言ニ而御手道具御免之書拙者共相改候入記之控	(一四・○×四一・八一一六紙綴)
宝暦 十年	十月	上々様方年中御取替御定	(二七・五×二一・二一一七紙綴)
慶応 三年	七月より	泰雲院様三回忌法事入費等控	(二八・五×二一・一六紙綴)
(年未詳)	九月 八日	秋月新太郎充	(一四・一×二一・〇一五紙綴)
元文 三年	正月廿九日	御八ツ被召上順控	(一四・〇×四一・五一五枚綴)
文久 三年	正月十八日	御祝式窺書	(一七・〇×二五〇・〇一四紙綴)
(年未詳)	四月廿三日	御參内一件帳抜書	(二八・〇×二一・三一八枚綴)
(年未詳)五月十三日(廿九日)	堀丹波守・中川修理大夫連署書状	黒田甲斐守等五名充	(一六・〇×八〇・〇一二紙綴)
(年未詳)	六月	毛利家歴代御忌日代参控	(二八・〇×二〇・五一七紙綴)
(年未詳)	十月 十日	次郎様御遣領御家督願	(一八・〇×三二〇・〇一五紙綴)
(年未詳)	十月 十日	御茶屋御廻り順控	(一四・〇×四二・〇一一紙)
(年月日未詳)	歲暮為御礼出宅覚	御祭礼之節御門跡様御送迎伺	(一六・二×二六・五一一紙)
(年月日未詳)	若殿様増上寺参詣等覚	若殿様增上寺参詣等覚	(一四・〇×二〇・〇一一紙)
(年月日未詳)	若狹守御引廻依頼状	御參内御用捨廻状	(一四・〇×四四・〇一二紙綴)
(年月日未詳)	年始八朔五節句月次御出仕御願書	將軍宣下条々覚	(一八・〇×七二・〇一二紙綱)
(年月日未詳)	五絶不審桂花初月樓草稿写		(一六・〇×二六・〇一一紙)
文化 二年 四月 吉日	梧陰小棲詩集		(一九・〇×四一・〇一一紙)
(年月日未詳)			(一四・〇×八・六一一紙)
			(三七・七×二一・五一五九紙綴)
			(二七・五×二〇・〇一八紙綴)

(年月日未詳)	詩草稿	(二一八・○×二一・○一二紙綴)
(年月日未詳)	靜明館詩稿	(二一八・○×二一・○一二紙綴)
(年月日未詳)	詩草稿	(二一八・五×二一・○一四紙綴)
(年月日未詳)	詩草稿	(二一九・○×二一・○一五紙綴)
(年月日未詳)	源林院様年賀詠草 諸所差出詠草	(二一七・五×三九・○一一紙)
(年月日未詳)	毛利周防守藤原高慶詠草	(一七・○×一五・○一紙)
(年月日未詳)	毛利高慶詠草断簡	(三三三・七×四三・三一紙)
(年月日未詳)	毛利高慶詠草	(三一・五×七・二一紙)
(年月日未詳)	毛利高慶詠草	(三三二・○×四一・五一紙)
(年月日未詳)	毛利高慶詠草	(一六・四×一二・○一紙)
(年月日未詳)	毛利高慶詠草	(一八・○×四九・四一紙)
(年月日未詳)	某短冊	(三五・五×六・○一紙)
(年月日未詳)	某発句	(三二・○×四五・○一紙)
(年月日未詳)	毛利氏略系図	(三五・○×一六・○一三紙綴)
明治九年	御年譜	(二四・五×一七・○一五紙綴)
明治十年二月廿日	御歴代系譜履歴草稿	(二七・五×二〇・○一〇紙綴)
明治(年月日未詳)	系譜書継	(二十四・五×一六・五一〇紙綴)
明治(年月日未詳)	系譜書継	(二四・五×一六・五一〇紙綴)
明治(年月日未詳)	系譜書継	(二四・五×一六・五一〇紙綴)

(明治六年頃)

毛利高謙履歴

(二四・五×一六・五一六紙綴)

明治(年月日未詳)

十二代高謙履歴箇条書

(二七・〇×二二・〇一五紙綴)

明治元年十二月

御長服御襟數御勘定居帳

(二八・〇×二二・〇一八紙綴)

明治二年十月

諸御道具帳

(二七・五×二二・〇一四紙綴)

明治二年十一月

諸御道具帳

(二七・〇×二二・〇一一紙綴)

明治二年十二月

御衣服御襟數御勘定居帳  
於美様御道具帳

(三一・五×二三・七一三三紙綴)

明治三年十一月

御道具帳(御家扶)

(二八・〇×二二・〇一四八紙綴)

明治三年四月

御衣服御襟數御勘定帳

(二八・〇×二二・〇一三紙綴)

明治四年九月

諸御道具改内訳明細帳

(二八・五×二二・五一五三紙綴)

明治四年八月

御軸物控

(二四・〇×二二・〇一四紙綴)

明治九年九月

御手廻り御品物取調帳

(二四・五×一七・〇一九紙綴)

明治九年四月

御衣服取調帳

(二四・五×一七・〇一九紙綴)

明治九年九月

御奥土蔵仕様帳

(二四・五×一七・〇一五紙綴)

明治九年九月

御衣服調査簿

(二五・〇×一七・〇一一紙綴)

明治九年九月

御先祖様御書、御先祖様伝書

(二七・五×一〇・〇一七紙綴)

明治九年九月

御土蔵納總目錄

(二四・〇×一六・五一八紙綴)

明治九年九月

御道具取調帳

(二五・〇×一七・〇一五八紙綴)

明治九年九月

祝儀進物目錄

(一九・五×八七・〇一二紙綴)

明治九年九月

御道具目錄

(二七・〇×一九・〇一七五紙綴)

170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150
明治六年九月 （年月日未詳）	御道具目録	(二五〇〇×一七〇一三三紙綴)																		
明治七年十月廿五日 （年月日未詳）	第一大学区第三中学区壱番小学校、級第試驗章四通	(一九〇七×二六〇五一一紙)																		
明治九年六月十四日 （年月日未詳）	養子縁組二付奉願口上書写	東京府權知事充	(二七〇五×二〇〇一一紙)																	
明治九年十二月廿日 （年月日未詳）	献金御願書	東京府權知事充	(二八〇五×四〇〇一二紙綴)																	
明治九年十二月廿日 （年月日未詳）	後見人賴替届書案	宮内卿充	(二七〇五×一〇〇一一紙)																	
明治九年十二月廿日 （年月日未詳）	毛利侃次郎後見人御届	東京府權知事充	(二八〇〇×一〇〇一一紙)																	
明治十一年九月廿二年 （年月日未詳）	後見人代理御届書	東京府權知事充	(二七〇五×二〇〇一一紙)																	
明治十三年八月廿四日 （年月日未詳）	建家壳渡之証	東京府權知事充	(二七〇五×二〇〇一一紙)																	
明治（年月日未詳）	毛利侃次郎屋敷書上	毛利侃次郎屋敷書上	(二八〇〇×四九〇一二紙綴)																	
明治（年月日未詳）	毛利侃次郎屋敷書上	毛利侃次郎屋敷書上	(二八〇〇×二〇〇一一紙)																	
明治十三年九月七日 （年月日未詳）	毛利侃次郎改名願	毛利侃次郎改名願	(二八〇〇×二〇〇一一紙)																	
明治十三年十月 （年月日未詳）	毛利侃次郎名前改正届	株式壳買証書	(二八〇〇×二〇〇一一紙)																	
明治十五年一月十三日 （年月日未詳）	下等小学第三級卒業証書	第十五国立銀行充	(二七〇〇×一六〇三一八紙綴)																	
明治十五年五月十四日 （年月日未詳）	毛利侃次郎充	毛利侃次郎充	(二七〇〇×三九〇八一一紙)																	
明治十五年八月二日 （年月日未詳）	宮内卿充	宮内卿充	(二七〇〇×二六〇五一一紙)																	
明治十六年七月廿七日 （年月日未詳）	毛利高範湯治願	毛利高範充	(二七〇〇×二〇〇一一紙)																	
明治十七年八月一日 （年月日未詳）	浜離宮宴遊会案内状	宮内卿充	(二八〇〇×四〇〇一一紙)																	
明治十八年二月十八日 （年月日未詳）	毛利高範学習院入学願	毛利高範充	(二九〇七×一二〇九一一紙)																	
		谷干城充	(二八〇〇×四〇〇二一一紙)																	

190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171
明治廿一年 十月卅一日	明治廿一年 四月四日	明治廿一年十二月十五日	明治廿一年七月卅日	明治廿一年七月卅日	毛利高範獨逸語學教師取替願	毛利高範旅行願	毛利高範御家族書草稿	毛利高範緣組願写	毛利高範親屬會議員願	毛利高範外宿届草稿	毛利高範歸舍届草稿	諸願届書控綴	為海外留学豫修欠席御願草稿	為海外留学豫修欠席願	大島圭介充	伊藤博文充	伊藤博文充	伊藤博文充	伊藤博文充
明治廿一年十月卅一日	明治廿一年四月四日	明治廿一年十二月十五日	明治廿一年七月卅日	明治廿一年七月卅日	毛利高範獨逸語學教師取替願	毛利高範旅行願	毛利高範御家族書草稿	毛利高範緣組願写	毛利高範親屬會議員願	毛利高範外宿届草稿	毛利高範歸舍届草稿	諸願屆書控綴	為海外留学豫修欠席御願草稿	為海外留学豫修欠席願	大島圭介充	伊藤博文充	伊藤博文充	伊藤博文充	伊藤博文充
(二一五・二一六・二一七・二一八)																			
紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙

明治廿一年 四月四日 毛利高範洋行願

土方久元充

(二八・〇×四二・〇一一 紙)

(二八・〇×四一・五一 紙)

明治廿一年 十月卅一日 藥師寺默等連署書狀

西名漸充

210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	18
明治廿四年	六月卅日	自転車購入代金請取証																			
明治廿五年	五月十七日	自転車購入代金請取証																			
明治廿五年	(月日未詳)	明治廿五年上半季佐伯第百九銀行株主姓名表																			
明治廿五年	八月廿四日	毛利高範白文																			
明治廿七年	四月廿五日	寄附金領收証																			
明治廿八年	三月廿二日	妙心寺住職蘆匡道法会案内状																			
(年未詳)	亥十一月	毛利家先祖墓所修理見積書																			
明治(年月日未詳)		御家督御回勤人力代並御悦被下賄代共渡帳																			
明治廿五年	七月	御慶事萬帳																			
明治(年月日未詳)		御婚礼御祝式帳																			
明治十七年	五月卅一日	御婚姻御手続書																			
明治(年月日未詳)		御祝盃次第書																			
(年未詳)	九月十二日	御家族御統書																			
温良院殿御遠行諸費明細表																					
温良院殿御遠行諸費明細表																					
本性是仏童女様御凶事諸費受払帳																					
養賢寺院殿二百五十回・本性是仏童女様御一周忌諸費代価渡帳																					
本性是仏童女様御遠行諸費明細表																					
御法事御備物控																					

230 229 228 227 226 225 224 223 222 221 220 219 218 217 216 215 214 213 212 211

明治 (年月日未詳)  
明治 (年月日未詳)

毛利高範香典難形  
御悔帳  
邸内会葬人名簿  
紹隆院殿葬儀諸要書 (高範夫人隆子)  
毛利家歴代御忌日覚写  
御家例雜纂年中行事  
会館規則廻章留  
華族会館章程  
華族宛通知状  
松平慶永辞表の件  
華族会館副督部長書状  
諸規則書留  
皇太宮皇后宮御両所御対面被仰候事  
大礼服着用次第  
華族会館長岩倉具視通知一件  
勤番日制  
会館出頭通知  
演舌箇条  
華族会館職員選挙一件

(一六・〇×四〇・二一 二紙綴)  
(一二・三×三四・〇一一六紙綴)  
(一二・五×三四・三一五紙綴)  
(三二・〇×一四・〇一 一 紙)  
(三九・〇×五一・五一 一 紙)  
(三七・五×一〇・〇一七六紙綴)  
(二五・〇×二一・〇一六九紙綴)  
(二六・〇×一九・〇一五八紙綴)  
(二五・五×一六・〇一一六紙綴)  
(二四・〇×一七・〇一 六紙綴)  
(二五・〇×一七・〇一 六紙綴)  
(二四・五×三三・〇一 一 紙)  
(二五・〇×一七・五八三紙綴)  
(二四・五×一七・〇一 二紙綴)  
(二五・〇×一七・〇一 二紙綴)  
(二四・五×一六・五一 三紙綴)  
(二四・五×一七・〇一 六紙綴)  
(二五・〇×一七・五一 二紙綴)  
(二五・〇×一七・〇一 六紙綴)  
(二五・〇×一七・〇一 二紙綴)